第 部 基礎理論編

1 通級による指導とは



(1)通級による指導の趣旨

障害のある児童生徒については、障害の状態や発達の段階、特性等に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、「自立し社会参加するために必要な力」を培うことが重要です。

「通級による指導」は、障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別 指導を中心とした特別の指導をきめ細やかに、かつ弾力的に提供する特別支援教育の 一つの指導形態です。

指導を行う時間は、週に数単位時間程度であり、大部分の授業は、在籍する通常の 学級で授業を受けています。

平成5年に「通級による指導」が制度化される以前は、小・中学校の通常の学級に 在籍する障害のある児童生徒は、通常の学級で留意して指導するものとされていました。

制度化によって、通常の学級で行われていた指導を、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的として、さらに障害の状態に応じて児童生徒のニーズに応じてきめの細かい指導が行われてきました。

これまで、「通級による指導」を受けている児童生徒が、人間関係づくりについて 学び、通常の学級における集団での学習に積極的に参加できるようになったり、自分 なりの学び方を身に着けて自信をもって学習に取り組めるようになったりするなど の効果がみられることから、今後のインクルーシブ教育システムの構築・推進におけ る「通級による指導」の果たす役割が、期待されています。

学校教育法施行規則の一部改正により、平成30年度より、高等学校においても特別の教育課程の編成が可能となり、制度上、通級による指導ができるようになりました。これを受けて、県では高校通級の導入に向けた研究を平成29年度より県内の県立高校3校(及び協力校1校)で進めています。





(2)通級による指導の制度的位置づけ

教育課程上の取扱いについて

通級による指導は、小・中学校の通常の学級に在籍しながら、通常の学級における教育課程の一部を替えて、又は加えて、行われる、障害に応じた「特別な指導」です。制度的には、学校教育法第140条及び第141条に基づき行われています。

学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)

第 140 条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。)のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの規定(1)にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第 141 条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

- 1 <u>第 50 条第 1 項、第 51 条及び第 52 条の規定並びに第 72 条から第 74 条までの</u> 規定
- ・ 小・中学校の教育課程が、国語や算数(数学)などの各教科、道徳、外国語 活動(小学校のみ) 総合的な学習の時間及び特別活動によって編成されていること。
- ・ 授業時数、教育課程の基準が小・中学校の各学習指導要領に基づくこと。

対象となる児童生徒について

対象となる児童生徒の障害種は、 に示した学校教育法施行規則第140条と、「障害のある児童生徒の就学について」(H14.5.7文科省通知)に示されています。

併せて、新た

に通級による

指導の対象と

して、加えら

れました。

従前の情緒障害者の分

類が整理され、自閉症者

が独立の号として規定

されました。

学校教育法施行規則第140条

- 1 言語障害者
- 2 自閉症者
- 3 情緒障害者
- 4 弱視者
- 5 難聴者
- 6 学習障害者 医療機関の診断等 において、LDと 示されている場合

もあります。 7 注意欠陥多動性障害者

> 医療機関の診断等 においてADHD 等で示されている

場合もあります。

8 その他障害のある者で、この条の規定 により特別の教育課程による教育を行う ことが適当なもの

40条障害のある児童生徒の就学平成18年4月より、について(通知)

- ア 言語障害者
- イ 情緒障害者
- ウ弱視者
- 工 難聴者
- オ 肢体不自由者、病弱者及 び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体所弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

留意点

知的障害者は、通級による指導の対象となっていません。

* 知的障害のある児童生徒の教育は、知的発達の遅れなどを考慮して、日々の生活に結び付いた指導を行うことが適当であるためです。

設置されている通級指導教室は、全ての障害種を対象としていない場合があ ります。

* 「通級による指導」の教室がどの障害種を対象としているかは、各市町 教育委員会に確認してください。



指導内容・指導時間について

に示した学校教育法施行規則第140条の規定により、小・中学校において通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができるとされています。この規定にある、特別の教育課程について、通級による指導の具体的内容及び授業時数が平成5年の文部省告示第7号に示されています。

平成5年文部省告示第7号

(巻末「資料編」P 132 参照)

学校教育法施行規則第百四十条の規定に基づき、同項の規定による特別の教育課程について次のように定め、平成5年4月1日から施行する。

小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、学校教育法施行規則(以下「規則」という。)第140条各号の1に該当する児童又は生徒(特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。)に対し、同項の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、<u>当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導(以下「障害に応じた特別の指導」という。)を、小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において教育課程に加え、</u>又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 <u>障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導</u>とする。ただし、特に必要があるときは、<u>障害の状態に応じて各教科の内容を補</u>充するための特別の指導を含むものとする。 (下記参照)
- 2 障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第 140 条第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号に<u>該当する児童又は生徒については年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準</u>とし、同条<u>第 6 号及び第 7 号に該当する児童又は生徒につい</u>ては、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とする。

本告示の1に「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含む」とありますが、平成29年3月に公示された「小・中学校学習指導要領解説 総則編」では、「教科の補充指導」という文言は削除され、通級による指導は、自立活動の指導の場であることが明確に示されました。

詳しくは「Q5(P14)」を参照してください。



(3)通級による指導を実施するに当たっての基礎的事項

- Q 1 通級による指導における「特別の教育課程」の具体的な内容は、どのよう なものですか?
- A 1 通級による指導では、自立活動の指導を行います。 指導内容について、文科省の通知では、「(2)通級による指導の制度的位置づけ」(P3)で触れたとおり、以下の2つが示されています。
 - (ア) 障害の状態に応じ、障害の状態の改善・克服を目的とする指導(自立活動)
 - (イ) 特に必要がある場合に、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するため の特別の指導

留意点

次期学習指導要領では、「教科の補充」の表現がなくなっています。(Q5参照)

- Q2 「自立活動の指導」とは、どのようなものですか?
- A 2 そんな領域、あったかな? そう思われるかもしれません。 「自立活動」とは、特別支援学校学習指導要領に示されている、障害のある児 童生徒の指導において、生きる力を育む全ての学びのベースとなる重要な領域 です。

自立活動の目標

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

指導内容は、2つの要素を含んでいます。

- ・人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素
- ・障害に基づく種々の困難を改善・克服するために必要な要素

分類・整理

6 区 分

- ・健康の保持
- ・心理的な安定
- ・人間関係の形成

- ・環境の把握
- ・身体の動き
- ・コミュニケーション

区分ごとに、3~5の指導内容項目が示されています。

各項目の詳細は、資料編「自立活動における区分及び内容の概要」(P108)を 参照してください。

Q3 「自立活動の指導」の指導内容を検討する際に、留意する点は何ですか?

A 3 次期幼稚部教育要領及び小学部・中学部学習指導要領解説では、自立活動の 指導内容を設定する際には、以下の6点(幼稚部は3点)を取り上げることが 大切であると示しています。

個別の指導計画の作成と内容の取扱い

ア 主体的に取り組む指導内容

・解決可能で取り組みやすい、興味・関心をもって取り組める、目標を 自覚し、意欲的に取り組んだことが成功に結び付いたということを実 感できるといった指導内容にしていくことが大切です。

イ (小・中)改善・克服の意欲を喚起する指導内容

・単なる座学や抽象的な知識・理解によって育てるだけでなく、実際的 な経験等の具体的な学習活動を通して指導することが効果的です。

ウ 発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容

・できないことのみにとらわれず、児童等が自信をもって意欲的に取り 組むことができるように得意な面を伸ばす視点が大切です。

エ(幼) 自ら環境と関わり合う指導内容

・幼児が繰り返し見たり、聞いたり、触れたりするなどができる内容の 設定が大切です。

オ(小・中) 自ら環境を整える指導内容

・児童生徒自身が行う場合と、周囲の人に依頼してやってもらう場合があります。依頼する場合は、求める環境を自分自身が判断する必要があるので、再依頼しなければならないこともあることなどを、体験的に学習できるようにしていく必要があります。

カ(小・中)自己選択・自己決定を促す指導内容

・児童等が指導目標を自覚し、改善・克服するための方法等について、 自ら選んだり、ものごとを決定して実行したりすることは、学びを深 め、確実な習得を図ることにつながります。

キ(小・中)自立活動を学ぶことの意義について考えさせるような指導内容

・児童等が自立活動の学習の意味を将来の自立や社会参加につながる力 の育成として理解し、主体的に取り組もうとする意欲や態度等を養う ことが大切です。

Q4 各障害種にみる指導目標・指導内容にはどのようなものがありますか?

A 4 以下に、(2) で触れた、通級の対象となる児童生徒について、各障害種に応じた指導目標や指導内容の例をお示ししています。個別の指導計画を作成する際に参考にしてください。

<u></u>	· 京 · 宇	
言	語障害	
状態像	器質的及び機能的な構音障害	口蓋裂、構音器官のまひ等
	話し言葉におけるリズムの障害	吃音等
	言語機能の基礎的事項に発達の遅れ	話す、聞く等の言語機能
指導目標	言語機能の障害の状態の改善を図る	
指導内容	構音の改善にかかわる指導	・正しい音の認知や模倣、構音器
		官の運動の調整、発音、発語の
		指導など
		14.6C
	 話し言葉の流暢性を改善する指導	・遊びの指導、劇指導、斉読法な
		ع ١١١٩٠ ها ١١٩٠١ م
	言語機能の基礎的事項に関する指	・遊びや日常生活と体験を結びつ
	導	けた指導
	話すことの意欲を高める指導	
	カウンセリング	
指導形態	個別指導を中心に行う。	
留意点	・児童生徒の言語及びコミュニケーシ	ョン能力等についての実態を十分
	把握した上で指導の方針を決めるこ	とが必要
	・コンピューターや視聴覚機器等の教	材・教具の有効活用
	・学級担任及び家庭との連携が必要(
	練習を行うなど)	
	・器質的な障害のある児童生徒につい	ては、必要に応じて医療機関等と
	の連携	



自	閉症	
状態像	他者と社会的な関係を形成することに ミュニケーションの問題や行動上の問 せ有する	
指導目標	社会的適応性の向上を図る。	
指導内容	基本的生活習慣の指導	・特定のものや行動に対する強い こだわり
	情緒の安定、社会適応力の指導	・遊び、対人関係、コミュニケー
	人間関係の形成	ション等の改善に関する内容 ・他者とのかかわりの基礎等
	認知能力の育成	・色、形の弁別、多少、大小の比 較、空間関係等
	感覚機能、運動機能の育成	・手指の巧緻性、協応動作
指導形態	個別指導や小集団指導を適切に組み合え	わせて行う
留意点	・個々の児童生徒の障害の状態に即した。個別指導で円滑なコミュニケーション個別指導で学んだ知識・技能を一般行うことが効果的・児童生徒の言語及びコミュニケーシーで指導の方針を決めることはコンピューターや視聴覚機器等の教育・学級担任及び家庭との連携が必要	ンのための知識・技能を身に付け、 化する場面としてグループ指導を ョン能力等についての実態を十分 とが必要

情	緒 障 害	
状態像	心理的な要因による選択性かん黙	
	不登校、多動、常同行動、チック	
指導目標	社会適応性の向上を図る	
指導内容	基本的生活習慣の指導	遊び、対人関係、コミュニケーシ
	情緒の安定、社会適応力の指導	ョン等の改善に関する内容 他者とのかかわりの基礎等
	人間関係の形成	他有とのかがわりの基礎守
	カウンセリング、心理療法等による	
	指導	
指導形態	個別指導や小集団指導を適切に組み合え	わせて行う。
留意点	・選択性かん黙や不登校などの状態等	の的確な把握や原因の究明は困難
	な場合があるため、教育内容や指導	方法を決定する際は慎重 🌇
	に進める必要	
	・学級担任及び家庭との連携が必要	X
	・医療機関等との連携が必要	* =

弱	視	
状態像	拡大鏡等の使用によっても通常の文字 な状態の者	、図形等の視覚による認識が困難
指導目標	見え方の特性に応じた学び方や補助具の	の活用方法を身につける
指導内容	視覚認知、	新出漢字や文章の読み書き指導
	目と手の協応、	算数・数学の図形に関する指導
	視覚補助具の活用	社会科の地図指導
指導形態	原則、個別指導。	
留意点	・視覚的な情報収集や処理の方法を指 行うことができない教科内容、理科 個別に配慮が必要な教科内容などは ・適切な明るさ等自ら環境を整えるこ。 も大切 ・資格補助具や視聴覚機器等の教材・ ・医療機関等との連携(器質的な障害	や家庭科の実験・観察や実習など 補充的な指導を行うことも必要 とができるようにすること 数具の有効活用

難	聴	
状態像	補聴器等の使用によっても通常の会話 にくい状態	における聞き取りが部分的にでき
指導目標	聞こえ方の特性に応じた学び方や補助	具の活用方法を身につける
指導内容	保有する聴力の活用を優先した指 導	・補聴器を適切に装用する指導・聴く態度の育成、聞き取りの練習・音声の聴取及び弁別の指導
	言語指導	・日常の話し言葉の指導 ・語いの拡充のための指導 ・言語概念の形成を図る指導 ・日記等の書き言葉の指導
指導形態	原則、個別指導で行い、必要に応じて・	グループ指導を組み合わせる。
留意点	・障害の程度の判断に当たっては、専言語発達の状況等を考慮して総合的 ・保有する聴力の活用を優先し、難聴 囲の人たちの思いなどについて理解 における学習や生活を円滑に行うこ や助言も必要 ・コンピュータや視聴覚機器等の教材 指導効果を高める必要	に行う に対する自分なりの受け止め、周 を深めることにより、通常の学級 とができるようにするための援助

L	D					
大態像	1	、計算する又は推論する能力など、特定のもの				
	の習得と活用に著しい困難	離を示す				
	全般的な知的発達に遅れり	はない				
指導目標	個々の認知の特性に応じて	て、得意な面を生かした学び方を身につける				
指導内容	聞くことの指導	・できるだけ注意を持続させたり、音量に配慮				
		したりして、注意深く話を聞かせる指導など				
	話すことの指導	・書かれたものを見ながら自信をもって話をさ				
		せる指導など				
	読むことの指導	・書いてある文字をゆっくり見極めながら音読				
		する指導				
		・細かな形の違いを見極めながら読む指導				
		・指示語の理解を図る指導				
		・書かれた事実を正確にとらえさせる指導				
		・図解して主題や要点をとらえさせる指導等				
	書くことの指導	・本人に意識させながら正確に書く指導				
		・経験を思い出しながらメモし、それを見なが				
		ら文章を書く指導				
		・読み手や目的を明確にして書く指導 等				
	計算することの指導	・身近な事象をもとに数概念を形成する指導				
		・数概念を確認しながら計算力を高める指導				
		・文章の内容を図示するなどしてその意味を				
		理解させながら文章題を解く指導の等				
	推論することの指導	・図形を弁別する指導				
		・空間操作能力を育てる指導				
		・算数や数学で使われる用語を理解させる指				
	*1 ^ *L \	・位置関係を理解させる指導等				
	社会的技能や対人関	ソーシャルスキルトレーニング 等				
15,5 4 17,45	係にかかわる指導	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -				
指導形態		算を適切に組み合わせて行う ************************************				
留意点		指導を中心に、特性や、個別の教育的ニーズに				
	十分配慮することが必須					
		克服を目的とした指導と、 <u>各教科の補充指導</u> に - 知み合わせて行うことが効果的である場合に				
	,	こ組み合わせて行うことが効果的である場合に 実施することが大切・・・下線部Q 5 (P14)参照				
	,	実施することが大切 ト線部Q 5 (P14)参照 尊も十分な教育的効果が認められる場合がある				
		算も「ガな教育的効果が認められる場合がある」 の状態に応じた適切な指導時間数の設定が重要				
	ここから、一人のこり	の小窓に心した週切は拍导时间数の設定が里安				

А	D H D
状態像	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性により、社会 的な活動や学業の機能に支障をきたす
指導目標	行動上等の特性との付き合い方を具体的に学ぶことで、学習上、生活上 の困難さを軽減する
指導内容	不注意による間違い・刺激を調整し、注意力を高める指導
	を少なくする指導・情報を確認しながら理解することを通して自 分の行動を振り返らせる指導 等
	衝動性や多動性をコ・指示の内容を具体的に理解させたり、手順を
	ントロールする指導 確認したりして、集中して作業に取り組ませ
	るようにする指導
	・作業や学習等の見通しをもたせるなどして集
	中できるようにする指導
	・自己の感情や欲求をコントロールする指導等
	社会的技能や対人関 ・ソーシャルスキルトレーニング 等
	係にかかわる指導
指導形態	個別指導やグループ別指導を適切に組み合わせて行う。
留意点	・自立活動を参考にした指導を中心に、障害の特性や、個別の教育的二
	ーズに十分配慮することが必要
	・障害の状態の改善又は克服を目的とした指導と、各教科の内容を参考
	 にした指導について、それらを組み合わせて行うことが効果的である
	場合には、適切な配慮の下に実施することが大切
	・月1単位時間程度の指導も十分な教育的効果が認められる場合がある
	ことから、一人ひとりの状態に応じた、適切な指導時間数の設定が重
	要



肢	体 不 自 由							
状態像	肢体不自由の状態が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特							
	別の指導を必要とする							
指導目標	個々の身体の状況に応じた、学び方の工夫や補助具の活用等を身につけ							
	ることで、身体の動きやコミュニケーションの状態、認知の特性等の学							
	習上、生活上の困難さを軽減する							
指導内容	身体の動きの改善・向上を図るための指導							
	視覚や聴覚の活用に関する指導							
	支援機器等を学習や生活に活用できるようにする指導							
ナビンギェン会と	ナレーブ個別お道でによ							
指導形態	主として個別指導で行う							
留意点	・専門的な指導が、日常生活の場で生かされるためには、子どもへの指							
	導とともに保護者への支援、在籍学級の担任との連携が重要							

病	弱・身体虚弱
状態像	病弱・身体虚弱の状態が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一
	部特別の指導を必要とする
指導目標	病気の状態等に応じた学習上、生活上の困難さを改善する
指導内容	健康状態の回復・改善や体力の向上を図るための指導
	心理的な課題への対応や学習空白への対応などの指導
指導形態	主として、個別指導で行う
留意点	・病弱児の生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに、心身の成長 や発達に好ましい影響を与えることが大切





Q 5 通級による指導の中で、「教科の補充」を行うことができますか?

A 5 通級による指導の中で、単なる教科の補充を行うことはありません。

平成5年の文部省告示の第1項では、「特別の指導」の定義の中に、原則として自立活動に相当する指導を行うこととしつつも、障害の状態に応じた「各教科の内容を補充するための特別の指導」が示されていました。

このことにより、これまで通級による指導の中で、「自立活動の指導」とは 別に、各教科の補充指導が行われてきました。

告示で示された当時から、通級で行う各教科の補充指導は、以下のように整理されていました。

障害の状態に応じた特別の補充指導

例)言語障害の場合

その障害があるため遅れをきたしている国語の指導を行う。

単なる教科の遅れを補充するための指導

×

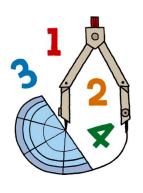
例)言語障害の場合

その障害による遅れとは直接関係のない算数の遅れの指導を行う。

しかしながら、通級で行う各教科の補充指導について、単なる各教科の補充 指導が行えるとの誤解を招いているという指摘があり、平成29年3月に公示 された小・中学校学習指導要領の解説総則編では、「教科の補充指導」という 文言は削除され、通級による指導は、自立活動の指導の場であることが明確に 示されました。

新たに示された「特別の指導」 主な学習は自立活動 必要に応じて各教科の内容を補充 障害の状態に応じて、各教科の内容を取り扱いながら行うことができる。





H 2 0 公示 P 3 7 現行小学校学習指導要領解説総則等編

ここでいう特別の指導とは、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導のことである。したがって、指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考とし、例えば、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導領域である「自立活動」の内容を取り入れるなどして、個々の児童の障害の状態等に応じた具体的な目標や内容を定め、学習活動を行うことになる。

また、これに加えて、特に必要があるときは、特別の指導として、<u>児童の障害の状態等</u>に応じて各教科の内容を補充するための指導を一定時間内において行うこともできることになっている。

H29公示 P109 小学校学習指導要領解説総則編(P104 中学校の解説)

ウ 障害のある児童(生徒)に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す<u>自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。</u>その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、<u>教師間の連携に努</u>めるものとする。

《小学校学習指導要領解説総則編》

それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正された。

《中学校学習指導要領解説総則編》

障害による学習上又は生活上の困難の克服とは直接関係のない単なる各教科の補充指導が行えるとの誤解を招いているという指摘がなされていたことから・・・

また、同学習指導要領には、通級による指導においては、「自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。」と示されています。

つまり、自立活動に示された6区分27項目の指導内容に照らして、児童生徒個々の具体的な指導目標や内容を明確にして、指導していくこととなります。

なお、「障害の状態に応じて、各教科の内容を取り入れながら、自立活動の指導を行うことができる」としています。その場合も、あくまで、自立活動の指導であることに、十分留意する必要があります。

通級による指導において、「自立活動の指導」の目標の設定の仕方、指導内容の策定の方法については、「3(2)実態把握の工夫と目標設定の在り方」(P36)や『第 部 実践事例編』の各実践事例、資料編1「自立活動における区分及び内容の概要」(P108)を御参照ください。

- Q 6 障害の状態に応じて、各教科の内容を取り扱いながら行う「自立活動」とは、どのように進めるとよいのですか?
- A 6 各教科の内容を通して、自立活動の目標を達成することをめざします。各教 科の目標よりも、自立活動の指導目標の達成が優先されると言えます。 通級指導教室では、教科の内容を参考とした「自立活動」に取り組むことで、 通常の学級の指導に生かせるように支援しています。

《F小学校の取組》

先取り学習 「コンパスの使い方」

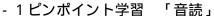
通常の学級の授業でみんなと一緒にコンパスを使う前に、時間をかけて必要な動作の習得を目指すための指導を行う。

みんなと同じ学習時間、同じペースでは習得が難しい。

手先が不器用ではさみの使い方もぎこちない。

通級の時間の初めに、毎回円を描く学習を取り入れる

- ア) 児童が自分なりに意識して工夫できることを話し合って決める。 下敷きを外す、フェルトマットを敷いてみる、力加減、傾きの調整
- イ)使いやすいコンパスで練習する。
- ウ)半径を指定したり、描く位置を指定したりして条件を増やす
- エ)他の児童と同じコンパスを試す



通常の学級の授業で取り扱う題材を使って、自分に合った学習の仕方を身に着ける ための指導を行う。

読み書きが苦手。 単語をひとまとまりとして読めず、1文字ずつたどって読む。

担任と相談し、国語の時間、音読をする個所や量を決める

通級の時間に作戦会議、音読の練習

児童と、自分に合った方法を試すことを通して、

読みやすくなる工夫を身に着けていけるようにする。

・文節ごとにスラッシュ(/)を入れる等 家庭や通常の学級の中でも練習の仕方を共通理解して、進める。

- 2 ピンポイント学習 「円の面積」

通常の学級の授業で取り扱う図形の単元のうち、自分に合った公式の覚え方と覚えた公式の使い方を身に着けるための指導を行う。

記憶の保持が難しい。 既習の公式などが、すぐ思い出せない。

通級の時間に、既習の面積の公式をリズムに合わせて唱える

身振り手振りを入れて覚えるようにする。

通常の学級の授業の最初にも取り入れて、みんなで公式を唱えながらウォーミングアップすることで全ての児童にとっても分かりやすい授業づくりにつなげる。

スパイラル学習 「時計」

時間をかけてスモールステップで苦手意識を軽減するための指導を行う。

時計に強い苦手意識をもっている。

習得の目標を学年終了時に設定し1年間で指導を行う計画を立てる。(担任には今できていることを知らせる。)

練習用時計を使って段階的に練習する。

ア 時を読む時に、必要な情報のみ提示

- イ)分を読むときに必要な情報のみ提示
- ウ)練習用時計で読む練習
- エ)家庭用時計で読む練習



A7 指導の形態としては、大きく3つあります。

- 「通級による指導」を受ける際の形態は -

「通級による指導」の実施形態として、3つのパターンが考えられます。

①自校通級

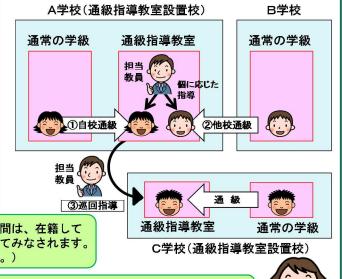
児童生徒が在籍する学校におい て「通級による指導」を受ける。

②他校通級

児童生徒が在籍する学校から、 「通級による指導」を実施してい る学校に通い、指導を受ける。

③巡回指導

「通級による指導」担当教員が、 対象となる児童生徒が在籍する学 校に出向き、指導を行う。



「通級による指導」の時間は、在籍している学級での授業時間としてみなされます。 (欠席扱いとはなりません。)

他校通級の場合、通級途中の事故防止のため、保護者の付き添いをお願いすることがあります(付き添いを原則としている通級指導教室もあります)。

それぞれの形態の良さが最大生かせるよう、各教室で、工夫を重ねながら運営を しています。

自校通級

良さ

- ・通級指導教室が同じ校内にあるため、1コマ(小学校45分、中学校50分) の時間毎に通級指導教室での指導時間に設定することができます。
- ・日頃から通級する児童生徒の学校生活の様子が観察できたり、学級担任と 情報交換を行いやすかったりします。

配慮点

- ・小学校高学年以上になると、児童生徒の中には、教室とは別の場所で学習することに抵抗感を抱く場合があります。そうした気持ちを受け止めつつ、本人自身が通級で学ぶことの意味を理解し納得できるようにしていくことが大切です。また他の児童生徒に、通級指導教室の意義やそこで学ぶ児童生徒への心情の理解を図っていくことも大切です。
- ・複数の児童生徒で小集団指導を計画する際は、学級担任と指導時間の調整 をしていく必要があり、日頃から、密に情報交換を行っておくことが、ス ムーズな連携につながります。

他校通級

良さ

- ・放課後に指導をうける場合であれば、在籍する学級の授業の途中で出入り することへの負担感は少なくなります。
- ・一度学校を離れることで、自校で起きたトラブルや不安定な気持ちを通級 指導教室にそのまま引きずらず気持ちの切り替えができる場合もありま す。
- ・自校で対人関係がうまくいかない場合も、通級で違う学校の児童生徒との 交流が期待できます。

配慮点

- ・特定の曜日、時間の設定となることで、指導時間に柔軟性をもたせにくく、 在籍する学校の特定の授業にいつも参加できない状況となる場合があり ます。在籍する学級担任が学習内容のフォローするなどして、児童生徒が 不安にならないよう配慮することが大切になります。
- ・日常的に児童生徒の様子を把握することが難しく、学級担任と情報交換するための話し合いの時間を計画的に調整する必要があります。多くの通級 指導教室では、情報交換のために連絡ノート等を工夫して活用しています。

巡回指導

制度の概要

通級指導担当教員が本務となる学校以外の学校において通級による指導を 行うことができます。

・各教育委員会において、当該教員について、複数校兼務の兼務発令を行ったり非常勤講師の任命を行ったりするなどして、指導を行う学校における 身分取扱いを明確にする必要があります。

良さ

- ・通級担当が在籍学級に入り、学級担任と一緒に指導を行うことができ、授業場面で直接的な指導が行えたり、他の子どもの理解を促し関係づくりを 行ったりすることが可能になります。
- ・通級の対象となる子供が在籍する学校の教職員に対して、教育相談を受け たり、直接的な助言をしたりすることができます。



Q8 学習の形態には、どのようなものがありますか?

A8 個別指導と小集団指導があります。

通級による指導は(特に言語障害のある児童生徒に対しては)、個別指導が中心となります。一人ひとりの実態が違い、指導内容や方法も異なるからです。

しかし、LDやADHD,自閉症等の児童生徒の指導においては、自立活動の内容のうち人間関係の形成やコミュニケーションに関する指導内容を設定し、少人数指導を行うことが効果的な場合もあります。

大切なのは、どちらか一方の形態に固執せず、児童生徒一人ひとりの目標達成のために、適切な形態を選択したり、工夫したりすることです。

- Q9 小集団指導は、どういうときに設定を検討しますか?
- A 9 以下のような時に設定を検討します。
 - ・障害の状態や困難さの状況、個別の指導目標等が似ている時
 - ・コミュニケーションに課題のある児童生徒で、小集団の方がより効果があ がると判断される時
- Q10 小集団指導では、どんな効果が期待されますか?
- A10 個別指導で学んだスキルを小集団の中で実践的に行い、その結果を適時適切 にフィードバックすることで定着を図ることができます。

また、個別指導では気づきにくい課題でも集団指導の中で、課題が明確になる場合もあります。

- Q11 個別指導と小集団指導をどのように関連付けて進めると良いですか?
- A11 個別指導で各自の課題解決のための指導を行い、小集団活動において定着度の確認とともに、次の課題への気付きを促し、その後、再び個別指導でフォローアップを行います。

このPDCAサイクルにより、在籍する学級集団での適応を図っていきます。 通級指導終了の見通しが立てば、小集団指導のみに移行していくことも考えら れます。

	個別指導	小集団指導
	・個人の特性に応じた課題設定や教材の	・対人関係や集団参加を意識した指導がで
	準備が可能であり、系統性をもった指	きる。
	導が可能である。	・子ども同士のかかわりから人間関係を学
良	・本人のペースに合わせて学習すること	ぶことができる。
	ができるため、知識や技能の習得にじ	・集団のルールや決まりなどを設定しやす
11	っくり取り組める。	l l.
	・子どもの状態に合わせて臨機応変に対	│・子ども同士が刺激し合える、また、モデ
点	応できる。	ルとなることができる。
	・話をじっくり聞くことができるため、	・異年齢で小集団を組むことで、リーダー
	心理的な安定を図りやすい。	シップや責任感を、育てることができ
	・子どもとの関係性を築きやすい。	る。

H24.3.研究成果報告書「発達障害を対象とする通級指導教室における 支援の充実に向けた実践的研究」国立特別支援教育総合研究所より Q12 通級による指導は、指導時間の目安があるのですか?

A 12 指導時間は、(2)で触れたとおり、平成18年3月文部科学省告示第54 号、一部改正(平成5年1月28日文部省告示第7号がベース)に規定されて います。 (巻末の「資料編」参照)

年間35単位時間からおおむね年間280単位時間以内(週あたり1時間から8時間以内)の範囲で行うことを標準としています。

学習障害(LD)及び、注意欠陥多動性障害(ADHD)のある児童生徒については、年間10単位時間(月1単位時間程度)を下限としています。 指導上の効果が期待できる場合があるため。

- Q13 通級による指導を行う児童生徒の週当たりの授業時数は、どうやって決めるのですか?
- A13 当該児童生徒の障害の状態を十分考慮して、負担過重とならないように配慮 することが大切です。
- Q14 他校の通級指導教室で受けた指導も、在籍する学校の教育課程に位置づけることができるのですか?
- A14 児童生徒が、その在籍する学校以外の学校において通級による指導を受ける場合(いわゆる他校通級の場合)、この児童生徒が在籍する学校の校長が、他の学校で受けた授業を当該学籍小・中学校の特別の教育課程による授業とみなすことができます。

他の学校で受けた授業も在籍学校の授業の一部にカウントすることができるので、児童生徒が在籍する学校の校長は、その小・中学校の卒業や学年の課程の修了の認定に、他の学校での授業や学習を認めることができます。

(巻末「資料編」P128参照)

- Q15 指導要録には、どのように記載するのですか?
- A15 「指導上参考となる諸事項」の欄に、通級による指導を受ける学校名、週当たりの通級による指導の授業時数及び指導期間、指導内容や結果等を記載する必要があります。 (巻末「資料編」P132参照)
- Q16 担当教員は、全ての障害種の児童生徒の指導を行えるのですか?
- A 16 当該教員が有する専門性や指導方法の類似性に応じて、異なる障害の種類 に該当する児童生徒を指導することができます。
- Q17 授業のある時間帯に通級による指導を受ける場合、その授業を行わないことに対して、不安があるのですが・・・
- A 17 通常の学級の授業の一部を抜けて通級による指導を行う場合、その教科の学習が遅れないようにするための工夫が必要です。例えば、その部分の学習を家庭で行うことができるよう宿題や課題を出したり、放課後などに補充的な指導を行ったりすることが考えられます。

通常の学級の授業の一部を抜ける場合には、算数(数学)や英語などの積み上げが必要な教科を避けるなど、それぞれの学校や学級での工夫が必要となります。



2 開始と終了の手続き



(1) 開始の判断

○ 通級開始の判断のポイントは、児童生徒のきめ細かな実態把握です。 ・ 児童生徒の陰寒の状態等から、通級が必要であるかどうかの判断を、複数の

児童生徒の障害の状態等から、通級が必要であるかどうかの判断を、複数の教職員で行います。(下図参照)

校内コーディネーターが調整役になります。実際は、校内での話し合い、確認 や相談を重ねながら慎重に進めていくことになります。校内に既にある資源(ス タッフや会議等)を活用して、各校に合ったシステムを構築していくことが大切 です。

《開始の判断までの例》

担任・生徒指導主任・各教科専科の気付き 実態把握 保護者の気付き / 学年団での確認 相談 教育相談 (家庭・学校での支援内容の確認) 協 校内での協議(学校での支援内容の確認) 校内での協議に基づく、指導・支援の実践 (実践例) 担任の特別支援教育の視点を取り入れた学級づくり 担任の一斉授業内での個別支援・声かけや個別課題等 指 支援員の配置、TTの工夫 導 困難さが改善・軽減された場合 自己肯定感の低下や他児童生徒とのトラブ ルの増大がみられた場合 担任の支援の継続(支援の量の調整) 支 通級による指導の検討 ○本人の困難さや願いの確認 ○客観的データの収集・整理(発達検査等) 援 ○保護者からの情報収集・保護者とのニーズの刷り合わせ 「自立活動」のどのような内容について指導する必要があるのか 通級で目指すゴール地点(終了の目安)はどこか

市町教育委員会へ申請

市町教育支援委員会で決定

通級の指導を行うかどうかの決定

(校内委員会)

実態把握/相談・協議

複数の教員による観察により、いつ、どこで、どのような困難さがみられるのかを把握します。

学校と家庭の両方で確認することも大切です。

保護者と担任との話し合いには、校内コーディネーターや.通級担当者が加わる場合もあります。

校内での協議は、校内委員会や児童生徒理解、生徒指導部会等を利用して行います。

校内での協議に基づく、指導・支援の実践

これまで取り組んできた学級全体における配慮、個別の指導・支援の状況を改めて点検します。児童生徒の困難さの原因について仮説を立てて実践します。

改善が見られたならば、引き続き、通常の学級での指導・支援を継続します。 自己肯定感の低下や対人トラブルなど、困難さがより顕著になってきた場合に は、指導・支援の方法の再検討を行うとともに、通級による指導の検討を行いま す。

通級による指導の検討

校内コーディネーターが各方面から情報を収集して客観的なデータとして整理します。

客観的なデータ例 ・発達検査の結果 ・チェックリストによる確認

・自立活動の区分の観点からみた児童生徒の様子の確認

その際、学校が、総合的な見地から通級による指導の必要性について判断します。関係機関との連携により、医学、福祉の専門家からの情報収集を進めるとともに、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないように留意し、検討することが大切です。

LD(学習障害)又はADHD(注意欠陥多動性障害)の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチング(以下T・T)の活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である児童生徒が多くみられることにも十分留意します。

通級の指導を行うかどうかの決定

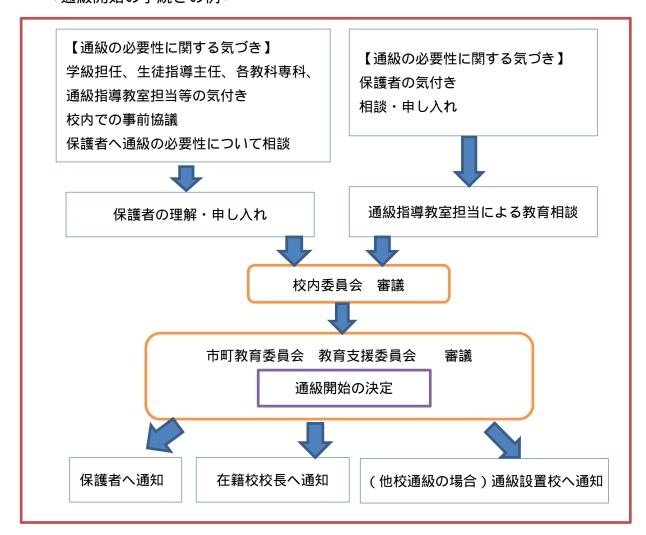
校内委員会等により、通常の学級での指導・支援だけでは、困難さの改善・克服 につながりにくく、教室とは別の場所で特別の教育課程で指導することにより成果 が期待されると判断した場合に決定します。

判断にあたっては、設置者である市町教育委員会と十分に連携を図ることが重要です。特に、他校通級の場合は、どの学校で通級による指導を実施するか、通学に要する時間はどの程度かも検討します。

(2) 開始手続きの流れ

- < 通級の指導を開始するにあたっての手続き >
 - 通級指導教室を設置している市町教育委員会において、通級の指導に係る具体 的な手続きの流れや提出書類の様式等が示されています。
 - 手続きの流れは、教育相談等を通して保護者や学級担任等に周知する必要があります。
 - 保護者にとって、不安を抱えながら手続きを進める場合もありますので、少しでも安心できるよう、相談窓口や手続等について十分に説明することが大切となります。

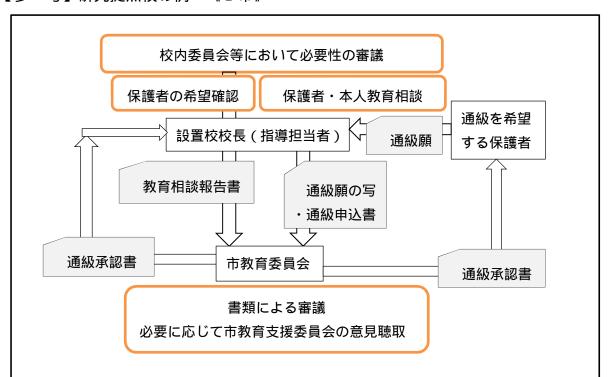
< 通級開始の手続きの例 >



留意点

各市町で定めているシステムや様式を確認してください。 様式を電子データで整えておくとスムーズに手続きが行えます。

【参 考】研究拠点校の例 《B市》



- (1)在籍校の校内委員会等において通級の必要性について審議する。
- (2)指導の必要性があると認められた保護者が通級を希望した場合、保護者 は、該当児童生徒と通級指導教室の教育相談を受ける。
- (3) 通級指導担当者はその所見を「教育相談報告書」により、設置校校長 経由で市教育委員会に提出する。
- (4) 通級を希望する保護者は、在籍校校長宛に「通級願」を提出する。 次年度継続の場合も、年度ごとに通級願を提出する。
- (5)通級設置校校長は、受領した「「通級願の写しと通級申込書」を市教育委員会へ提出する。
- (6)教育委員会は、 の申込を受けた児童生徒について、書類による審議を 行う。場合によっては、市教育支援委員会の意見を聴取する。
- (7)市教育委員会は、通級が適当と認める時は、当該児童生徒の在籍校校長並びに保護者へ「通級承認書」により、その旨を通知する。

この例のように、通級の必要性を主体的に判断するのは、該当する児童生 徒が在籍する学校ですが、通級の指導の決定をするのは市教育委員会となっ ているケースが多くみられます。

他校通級の場合、保護者や本人が不安にならないよう、該当児童生徒在籍校と通級設置校の十分な連携が欠かせません。

(3)終了の判断

通級による指導の目的は、当該児童生徒の「障害による学習上又は生活上の困難の状態の改善・克服と、環境への適応を図ること」です。

特別の場である通級指導教室で学んだことを、通常の学級や学校、家庭といった 日常生活の場で生かしていくようにします。

その結果、指導開始時にみられた学習上又は生活上の困難さが改善され、通常の学級担任等の支援や配慮により、そうした困難さを乗り越えていけるであろうと判断された場合が、終了の目安となります。

終了の検討も開始の判断と同様に、校内委員会等で協議して決めます。

終了の目安の例

《学習障害(LD)のある子どもの場合》

一人ひとりの認知特性等を踏まえ、その子なりの「学び方」を本人及び教員が理解し、 通常の学級における適切な配慮の工夫により、苦手なことに対しては、自ら工夫したり 周りの人の助けを求めたりして、乗り越えていこうとする方法を知り、学習への意欲を もつことができるようになった。

《注意欠陥多動性障害(ADHD)のある子どもの場合》

・自分の特性を受け止めることにより自己肯定感をもち、自ら「友達とけんかをしないで在籍学級で頑張っていきたい。」という思いを表出するようになり、実際の生活場面でも、行動をコントロールしている姿がみられるようになった。

《自閉症のある子どもの場合》

・その特性を踏まえ、行動面、社会性の面について適切なスキルを獲得することで、通常の学級での学習場面や集団活動場面で問題となる行動が軽減し、学習や活動への参加が円滑になってきた。

終了を判断する方法(例)

- 《例1》 子どもの状態の変容に関する指導記録やチェックリスト等を活用 (指導開始時と比較した達成状況の確認) (「いつ」、「どこで」、「誰と」、「どんな場面で」)
- 《例2》 指導の年限を区切り、(例えば2年間で達成すべき指導目標を設定し)目標が 達成できていれば通級を終了する。
- 《例3》 時数を減らして、通常の学級での様子の変容を確認してみる。

留意点

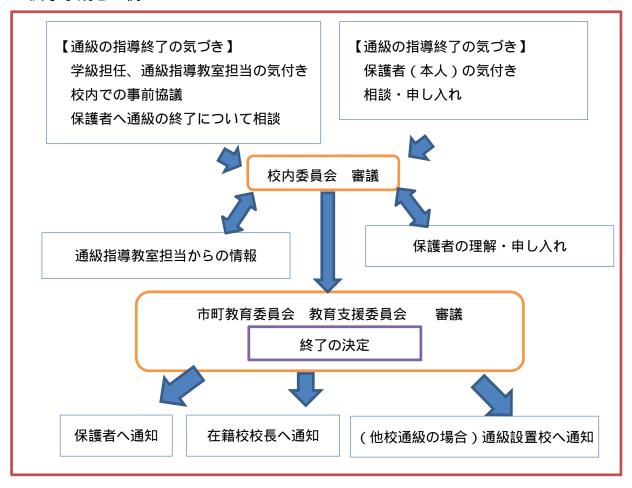
通級を開始する時から、保護者や通常の学級の担任、その他、該当児童生徒と関わる校内教職員とが、通級の終了の目安を共通理解するとともに、個別の指導計画に記載するなどして、明確にしておくことが大切です。

各学期末に、指導の成果等から、個別の指導計画に示した目標の達成状況を、保護者や通常の学級の担任等と確認することが大切です。終了に至らなくても、時数を減らすといった判断につながることもあります。

終了にあたっては、該当児童生徒が、安心し自信をもって、通常の学級での学びを重ねていけるよう、通級指導担当が、保護者や学級担任等と密接に連携を図り、適切な配慮や環境づくりのために情報を共有することが重要です。

(4)終了手続きの流れ

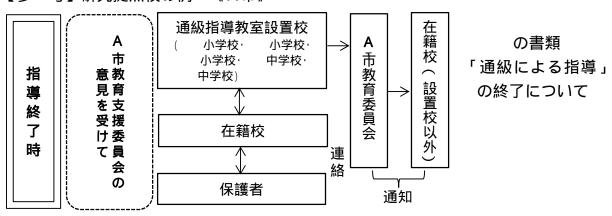
<終了手続きの例>



通級による指導の終了の判断も開始時と同様に、児童生徒の在籍校が行います。 保護者の理解を踏まえ、校内委員会等において複数の教員の気付きや意見を踏ま え、総合的に判断していくことが大切になります。場合によっては、連携する関係 機関からの意見も参考にします。

他校通級の場合は、通級指導設置校の意見を踏まえることが大切です。 教室を設置する市町教育委員会等と十分に連携することが重要です。

【参 考】研究拠点校の例 《 A 市》



(5) 終了後のフォローアップ

通級終了後も、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用 しつつ、通常の学級での学習や日常生活の適応の状況を丁寧に確認していくことが 大切です。

通級指導担当者が、通常の学級の担任と連携し、通常の学級の授業にT・Tで参加するなどして、フォローアップしていくことも有効です。

【参考】研究拠点校の例 《F小学校の取組》

《ポイント》

通級指導担当者がT・Tとして授業に参加する。

- ・通級で試した方法が有効か検証できる。
- ・通級担当がT1として授業をすることにより、担任がより客観的に児童を 観察することができる。

つまずきの把握

授業参観だけでなく、T2により授業に参加するようにして、学習の定着状況や授業への集中の度合などを把握します。そのことで、個々のつまずきがどこにあるのか、確認することもできます。

通級での学習効果の検証

通級による指導で学んだことを通常の学級の授業でも使えているか、確認することもできます。また、通級の指導方法が適切であるか評価することもできます。

みんなと同じスピードで一斉指示を聞きながら学習を進めていくことができているかを把握することも重要です。

T1として授業実施

担任が T 1、通級指導担当が T 2 という形で指導することが多いですが、時には担任と交代し、通級担当が T 1 として授業を進めることもあります。そうすることで、集団を意識した授業づくりを考えることができます。担任は、日頃と違った位置から児童の学び方の様子を把握することができるので、児童の捉え方が柔軟かつ的確になることが期待できます。

担任や通級指導担当者など、子どもに関わる多くの人々で情報を共有し、一人ひとりの成長を大切にする指導を進めることが大切です。

この取組は、終了後だけでなく指導時においても 有効です。



3 目標の設定から評価まで



(1)個別の教育支援計画や個別の指導計画について

新しい学習指導要領には、「特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」ことが示されました。

県内の学校では、これまでも、通級による指導を受けている児童生徒については、 どちらの計画も、ほぼ100%に近い作成率となっています。

今後は、個別の教育支援計画や個別の指導計画を、通級による指導を受けている全ての児童生徒について作成するとともに、作成した一人ひとりの計画を活用し、 指導や支援の質を向上させていくことが大切になります。

Q18 個別の教育支援計画とは何ですか?

A18 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童等の望ましい成長を促すための計画です。特に、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを個別の教育支援計画といいます。

Q19 個別の教育支援計画作成のメリットは何ですか?

A19 教育関係者、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携し、それぞれの側面からのこれまでの取組やこれからの取組を計画に示すことで、児童等の学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を効果的に行うことができます。

長期目標(概ね3年間の目標)を立てることで、学校が教育課程の編成の基本的な方針を検討する際に、全校職員が共通理解をしておくべき 大切な情報となります。

当該児童生徒に関わる各関係機関の役割を明確にすることができます。学校においては、より具体的な児童生徒個々の指導内容や指導方法の工夫を、教科横断的な視点から検討する際、貴重な情報となります。

Q20 個別の教育支援計画を活用するための留意点は何ですか?

A 20 就学前に、引き継ぐことで、適切な支援の目的や教育的支援内容を設定することに役立てることができます。

進学先に、在学中の支援の目的や教育的支援の内容を確実に伝えることで切れ目ない支援に生かすことができます。

多くの関係者が関与するので、保護者の同意を事前に得るなど、個人 情報の適切な取扱いに十分留意する必要があります。

Q21 個別の指導計画とは何ですか?

- A21 個々の児童の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成される計画であり、個別の指導計画は教育課程を具体化し、障害のある児童など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にしてきめ細やかに指導するために作成するものです。
 - Q22 通級による指導を受けている児童生徒の個別の指導計画を作成・活用する上で留意すべき点は何ですか?
- A22 学校間及び担当教師間の連絡方法・内容等を工夫し、個別の指導計画に基づく評価や指導の状況等についての情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

各学校においては、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成する目的や活用の仕方に違いがあることに留意し、二つの計画の位置付けや作成の手続などを整理し、共通理解を図ることが必要です。

また、この二つの計画は、実施状況を適宜評価して、改善を図っていくことも不可欠です。

計画の作成や活用を進める上で、通常の学級の担任や校内コーディネーターだけに任せるのではなく、全ての教師の理解と協力が必要です。学校全体の協力体制づくりを進め、全ての教師が二つの計画についての正しい理解と認識を深め、教師間連携に努めていく必要があります。

《参考》

平成20年 4月 『個別の教育支援計画』Q&A及び記入例(改訂版) 平成21年12月 特別支援教育における「個別の指導計画」作成のために 平成22年 3月 特別支援教育における「個別の指導計画」作成のために - 記入例

《個別の指導計画等を活用して、校内教職員で連携するためのポイント》 マニュアル等を作成して、計画の具体的な作成・活用方法について全校 職員に分かりやすく伝える。

(いずれも山口県教育委員会)

年間計画の中に位置づけて、全校職員が参加して計画を作成したり、評価を行ったりする場を設定する。

具体的な指導や支援の状況とその結果、改善の工夫等を日々話し合い、計画に書き込んでいくようにすると、計画の内容の充実につながります。

【参考】研究拠点校の例 《 D 小学校の取組》

ポイント

個別の教育支援計画や個別の指導計画は、通常の学級の担任によって作成される ものですが、通級指導担当者や、児童生徒と関わりのある複数の教職員と一緒に作 成することで、より適切な目標設定や指導内容の選択につながるだけでなく、児童 生徒理解が、一層深まります。

年間予定への位置づけ

- ・計画作成のための時間を確保したことで、内容を充実させることにつながり、活用できる計画になりました。
- ・必要な時期に計画を見直すことができ、指導や支援の仕方を改善することが できました。

(年間計画への位置づけ)

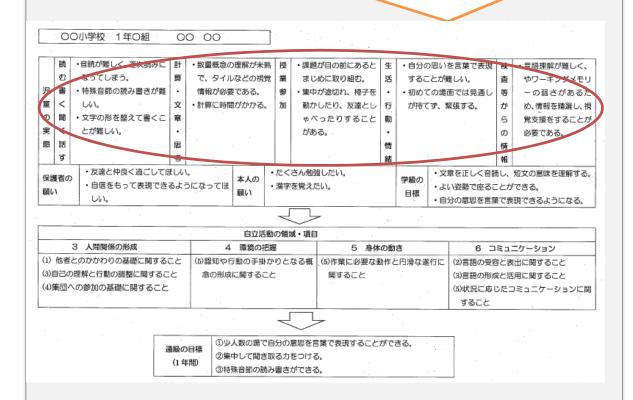
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
7	24日~28日	-73	- 7,3	18日~24日	-73		2日~6日		18 日 ~ 22 日		22~28 FI	12~16日
通	個人懇談			個人懇談			前期末概談		個人懇談		個人懇談	個人懇談
級	(1 年生)			学習の振り返り			指導経過報告		来年度の支援		(6年)	(1~5年)
の	通級指導教室につ			・夏休みの学習			・今後の支援に		引継ぎの内容		· 指導経過報告	 指導経過報告
懇	いて説明			個別の教育支援計			ついて				・個別の教育支	・今年度の振り
談	アンケートの実施			画の説明と作成							援計画の確認	返り
+	11 🛭		19 日∼30 日	27 日校内研修		27日	11 日					
	職員会		通級指導教室の	・疑似体験プログラ		小中連携研修	校内研修					
特	特別支援教育とは		自由参観	ムを通した研修		UDの授業	・通級指導教室					
別	・通級指導教室とは		担任による通級	· L D , A D H D等			の授業公開					
支			指導参観	の理解と支援								
援		17日	21 ⊟	12日		20 日	20 ⊟	15日	13 ⊟	24 日	21 日	14日
教		職員会(10分)	職員会(10分)	職員会(10分)		職員会(10分)	職員会(10分)	職員会(10分)	職員会(10分)	職員会(10分)	職員会(10分)	職員会(10分)
育		環境のとらえ方	・時間環境として	· 人環境		・一斉指導と個	・認知特性と教	・褒めること	・クラスルーム	・学び方の違	・多様な漢字の	・手立てや支援
研		(物的環境)	見通しを持たせ	教師の理解		別支援	材の工夫		ソーシャルス	い(算数の指	学び方	の工夫を引き
修		教室掲示等	ること	仲間づくり					キル	導)		継ぐ。
			向かう先を示す	言葉								
個	19日 職員会	10日 校内研修	28日 校内研修				4 日校内研修		6 日校内研修		28 日校内研修	各自で引継を
別	(15 分間)	(30分)	(40分)				(30分)		(20分)		(20分)	記入(個別)
の			・個別の教育支援								・個別の指導計	
指	個別の教育支援計	・個別の指導計画	計画の作成				・個別の指導計		・個別の指導計		画の評価	・文書の処理と
	画と個別の指導計	の作成(実態把	・個別の指導計画				画の前期の評		画の見直し(後		・教育支援計画	保存
	画についてマニュ	握、目標の設定、	の見直し(途中				価、後期の目		期の途中経過		の評価	中学校への引
	アルを基に説明	前期の計画)	の評価と修正)				標と手立て		と修正)			き継ぎ
等					_	/						
	5日				25日	<i> </i>		教育支援				
	生徒指導引継会				教育支援委員会	/ \		委員会				
委員	個別の投資は悪質				新祖·基祖·日常の社	/ \		 新規通級児童 				
員会	個別の指導計画等の引き継ぎ				・新規通級児童の対応について	<i> </i>		・新規通級児里・来年度の措置				
ᄍ						/		・木牛及の指血				
_				の都度、開催する。		7						
通	担当者の紹介	・連絡ノートの使	・個人懇談のお知		/		後期の学習に	・アンケートの		学習の仕上	・個別の教育支	・1 年間の振り
級	・アンケートの	い方	5# 7#=01001	子育てのヒント	/		ついて	実施	知らせ	If	援計画の見方	返り
の æ	実施・スタテのレント	・子育てのヒント	子育てのヒント				子育てのヒント	子育てのヒント	・子育てのヒント	・子育てのヒント	・子育てのヒント	・子育てのヒント
便り	・子育てのヒント						1					
リ					<u> </u>		-					4
	保護者相談に	ついては、保護者か	いらの申し出により	その都度, 行う。								

1年間の計画の中に、通級指導教室の予定や学校の 行事、各種会議の日程等とあわせて、個別の指導計画 を作成、見直しをする日をあらかじめ、決めています。

全校研修の場で作成

- ・担任一人で作成することなく、いろいろな立場の教員が関わりながら 作成することができました。
- ・具体的な手立てについて情報交換をする機会をもつことができました。
- ・通級指導担当者も記載内容を確認し、助言することができました。
- ・通級指導の「個別の指導計画」に活用することができました。

複数の教職員で情報を整理することでより正確な実態把握ができます。







職員室で、複数の教職員が、情報交換しながら、その場で計画のフォーマットに入力し、作成しています。

(2)実態把握の工夫と目標設定の在り方

個別の指導計画の活用のためには、目標の設定から評価までの一連の流れの明確化、 共有化を進めることが大切になります。

効果的な指導につながる計画にするために、実態把握から指導内容までのつながり (この児童は、こういう困難さがあるので、こういう意図をもって、このような内容を指導する)を意識して、計画を作成していきます。

通級による指導は、特別の教育課程に基づいて行われるものであり、自立活動の指導が基本となります。児童等の実態に応じて障害の状態の改善・克服を目指した指導目標、指導内容を設定し計画に示していくことが求められます。

児童等が示す困難さや課題は多様です。児童等によっては、指導目標や指導内容や 方法を適切に設定することは難しい場合があります。

まずは、児童等の実態把握を的確に行い、その特性から指導が必要と思われる課題をいくつか挙げていき、優先度や実践の難易度等により、指導目標として整理していきます。

なお、指導内容を計画する際には、学習指導要領を参考にすることが必要です。

具体的な流れは、「実践事例編」の各事例(P86~106)を参考にしてください。

【参考】研究拠点校の例

《B市拠点校研究で整理された実態把握から目標設定までの流れ》

(1) 実態把握

実態把握の項目として、以下のようなものが考えられます。

これらの情報は、通級指導の開始の判断の際に収集・整理・検討されることも 多いと考えられます。

指導の開始が決定したら、複数の教員で収集した情報を、個別の指導計画の項目に沿って整理しながら、指導する教職員で共有することが大切です。

把握する項目(例)

保護者との教育相談から

- ア 生育歴、家庭での様子などの聞き取り
- イ 保護者の困り感や願いの聞き取り

子どもとのやりとりから

- ア 初回相談での気付き(個別の見とり)
- イ 得意なこと、苦手なこと、子ども自身の願いなど
- ウ 教室参観による気付き(集団の中での見取り)

学級担任の気付きから

検査等の様子や結果から

《各種検査の例》

- WISC (ウイスク・フォー)
- ・小学生の読み書きの理解 URAWSS(ウラウス)
- ・小中学生の読み書きの理解 URAWSS
- ・LDI-R(エルディーアイ・アール) 他

専門機関の情報から

- ・個人情報保護の観点から、保護者を通じて、情報の提供を受けます。
- ・保護者の同意の下、必要と判断される内容については、個別の教育支援計画に記載します。
- ・学校として、専門家に意見を求める際も、保護者を通じて、問い合わせを します。その際、情報ソースをどのように活用したいと考えているのか、そ の目的を保護者に十分説明し、納得の上で、伝えていただく必要があります。

(2)最初の見立てと指導方針の立案

情報の整理

- ・「どんなことに困っているのか?」
- ・「その要因は何か?」
- ・「子どもの願いは何か?」

ポイント

指導が必要と思われる課題を抽出していく際、「障害特性により、学習上、生活上の困難があるもの」と、「生活環境や学習環境が影響して困難な状況にあるもの」の、両面から考えていくことが大切です。

仮定と見通し

- ・「このような課題を抱えている。」
- ・「通級でこんな支援ができそうだ。」

ポイント

問題の重要性や緊急度により優先順位を付けます。

通級で指導する課題、通常の学級で指導する課題、家庭において指導する課題、通級、通常の学級、家庭が連携して指導する課題などについて分けます。

目標・指導内容の設定

- ・児童等の課題から指導目標を設定します。指導目標は、長期目標、長期目標 を段階的に考える短期目標、短期目標を達成するための具体目標というよう に、段階的に考えていきます。
- ・通級指導では、長期目標を1年間、短期目標を2,3か月、毎回の指導における目標を具体目標と考えることができます。
- ・目標が設定されたら、指導内容、指導方法を具体的に考えます。指導場面、 指導形態、教材教具の選択等も検討します。

合理的配慮についても、通常担任と通級担当が共に考えていくことでより子 どもの実態に応じた合理的配慮の提供につながります。

- ・通常の学級の担任は、通常の学級での学びの中での合理的配慮について、通 級指導担当者と共に考えられると、より子どもの能力にあった内容になりま す。
- ・個別指導、小集団指導、その両方の組み合わせ等の工夫をする場合は、指導 時間のことも考慮します。

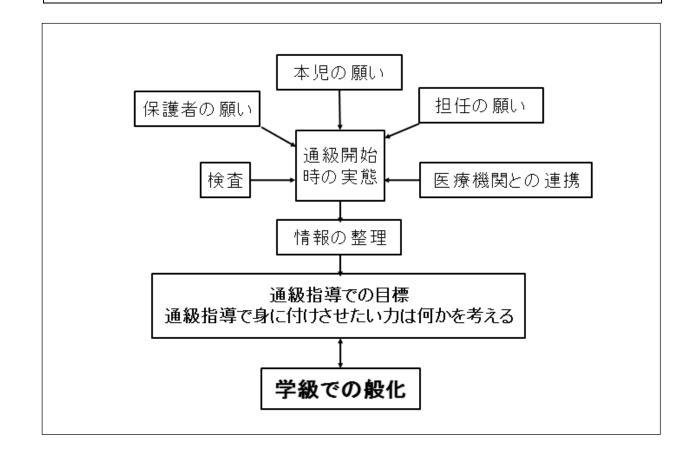
ポイント

発達障害のある子どもの指導では実態に応じて個別指導と小集団指導を合わせているケースが多くみられます。

個別指導 具体的な学習指導やスキルを学習

小集団指導 他者との関わりの中で学習したことやスキルを広げ

定着化を図る。



Q23 児童生徒の状況を見取る際のポイントは何ですか?

A23 対象児童についての見取りで大切なポイントは、『肯定的な見取り』をする ことです。

例を一つ示します。

小学生Aくんが、授業開始場面で「授業の準備が遅れている」ように見えても、肯定的な見方で丁寧に観察する中で、「今、準備している途中であり、授業を受けようとしている」ことが読み取れる場合があります。そのことから、『自分で戻ることができている(行動コントロールができている)』と見取ることができます。

また、算数の授業で、垂直の作図をする場面で、「三角定規をさわってばかりいる」ように見えても、教員が「手に持っているなら書いたら?」と声をかけると取り組めた場合、学びたいという気持ちがあることが分かります。

そのことから、『言語理解がよく、他のことをしながらでも聞いている』と 見取ることができます。

このように、「肯定的な見取り」を行うことで、児童生徒の困難さの原因を 見つめることができ、この例であれば、戻るタイミングや気持ちの切り替えを どのように図るかといった、的確な課題設定につなげていくことができます。

Q24 実態把握の際、発達検査は必要なのですか?

A24 実態把握をするうえで必ず必要というものではありません。しかし児童生徒の得意な面を生かして、学び方の工夫を子供や保護者と一緒に考えていく際、大変参考となる情報を得ることができるので、重視されていることも事実です。また、通級による指導は、知的障害の児童生徒を対象としていません。知的障害による学習上、または行動上の困難さの軽減・克服を図っていく上で、週数時間の取り出し指導は、効果的ではないと考えられているからです。知的障害があるかどうかを検討する際にも、参考となる情報を得ることができます。

Q25 発達検査は誰が行うのですか?

A 25 児童生徒個々のケースによって、さまざまです。早期療育を受けていたり、 専門機関に相談にいかれていたりしている場合は、すでに検査を受けている場 合も多くあります。

その場合は、保護者に検査の様子や結果等についての情報提供を依頼します。

検査が未実施の場合で、学校として実態把握において必要と判断した場合に は、保護者に説明し、同意が得られれば、発達検査を実施している医療機関、 福祉機関の情報を照会するなどします。

学校教育における検査の実施は、児童生徒の学び方に生かすことが目的であることについて、保護者の理解を十分得ておくことが非常に重要となります。

【参考】研究拠点校の例 《E小学校における目標設定後の指導の実際》

1 対象児童

学年・性別 小学 年生 男児 診 断 名 ADHDの疑い 実 態

- ・一斉授業に参加することが難しく、授業中に離席して友達に話しかけたり、大声を 出したり、教室を出たりする。
- ・友達の言動にストレスを感じると、衝動的に暴力を振るうことがある。
- 2 指導目標の設定と指導、評価の実際
- (1)目標の設定に向けて

保護者との懇談

- ア これまでの経過の確認
- イ 最近の様子について情報の共有
- ウ 保護者の願いの確認
 - 「人の気持ちがわかるようになってほしい。」 「授業に参加できるようになってほしい。」
- エ 検査、医療機関の活用について情報提供

担任との情報交換

- ア 学級での様子について情報交換
- イ 保護者の願いの確認
- ウ 担任の願い

「授業中、離席をせずに、授業に参加できるようになってほしい。」 「『いけないこと』を理解できるようになってほしい。」

発達検査の実施・結果分析

- ・IQや群指数とも、前回より数値が上回っている。得意な面、苦手な面の特性は、 以前把握した結果と同様であった。
- ・言葉の理解や操作は得意。
- ・視覚的な処理をしたり、絵や図形の理解をしたりする力はある。しかし、本人が思っているほどできていないことがある。

対象児童についての肯定的な見取り

- ・離席はあるが、自分で戻ることができている(行動コントロールができている)
- ・言語理解がよく、他の事をしながらでも聞いている。

指導の方針

- ・待つこと、我慢することができるようにする。(自己コントロール、自己チェックできるように、自学自習スタイルを作る。)
- ・待ち時間にやることのレパートリーを増やす。(「待つこと」に対する強さを育てる。)
- ・自分の活動を見直すことができるようにする。(次の活動への準備につなげる。)
- ・褒めてもらう人を増やす。(トークンは連絡帳を活用する。)

【留意すること】

- ・知的好奇心をくすぐるような発展問題や発展課題を準備して意欲化を図る。
- ・刺激の少ない集中しやすい環境を整える。
- 知識や発想など言葉で表現できる良さを評価し、自他ともに認められるものを増やしていく。

(2)指導目標の設定

通級指導での目標

- ・自分の課題が終わった後、待つことができる。
- ・自分の活動を見直すことができる。
- ・相手の気持ちを考えることができる。

(3)指導の実際

自由会話

学級から持参した課題 - 指導目標達成のための活動 課題に取り組んだ後、担当者が採点する間、プリントをしたりタブレット端末を 使用したりして待つ。担当者の採点後、見直しをする。

見直しは、トークンを活用する。

- ・自分から見直すことができれば、シール2枚
- ・担当者の指示により見直しができれば、シール 1 枚

通級の課題

- ・ディベート
- ・お楽しみタイムの計画など

お楽しみタイム

・リラクゼーション





(4)評価

通級指導教室で

- ・自学自習をしながら、待つことができたか。 担当者の示した課題に取り組んで待つことができるようになってきた。
- ・課題を見直す活動ができたか。 担当者が声をかけると見直しができるようになってきた。

学級で

・通級指導教室での成果が、般化できたか。 今後、具体的な評価項目を担任、本人、通級担当者で検討して、学級での般化の 様子を評価していく。

新特別支援学校学習指導要領自立活動編解説には、実態把握から目標設定までの流れが、大変詳しく説明されています。

「自立活動」の指導の場である通級による指導においても、参考となるものです。 次ページに、新しく設定された自立活動の6区分27項目及び、自立活動の 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの概要をまとめていま す。

なお、6区分27項目の指導内容の詳細については、資料編(P108~)を参照してください。

自立活動の内容の見直し

に活用して、情報を収集したり、環 関連しているのか等を理解するこ 「理解」を加え、感覚の過敏さや れまでの「いろいろな感覚器官や な判断や行動ができるようにする その補助及び代行手段を総合的 〇自分の障害の特性やそれらが 動等を調整したり、自ら生活環境 り学習しやすく過ごしやすい環境 を整える力を育むこと。 境の状況を把握したりして、的確 学習上又は生活上の困難にどう 「状況に応じた行動」を加え、こ に主体的に働きかけたりして、よ 害のある児童等の多様な障害の 理解し、適切に対応できるように 〇その状況に応じて、自分の行 認知の偏りなどの特性について 種類や状態等に応じた指導を一 層充実するために追加 連続性のある「多様な学びの場」 において、発達障害を含めた障 こと」をより明確にする。 することを明確にする。 合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関するこ ③障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること 3姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関するこ 5部知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること **傽害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。** についての理解と対応に関する 4カミュニケーション手段の選択と活用に関すること 3感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。 ⑤作業に必要な動作と
内滑な遂行に関すること。 ①コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 27項目 ⑤状況に応じたコミュニケーションに関すること。 2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 ①生活のリズムや生活習慣の形成に関するこ。 3身体各部の状態の理解と養護に関すること (7)姿勢と運動・動作の基本的技能に関するこ ②状況の理解と変化への対応に関すること。 ③日常生活に必要な基本動作に関すること。 2地者の意図や感情の理解に関すること。 ③自己の理解と行動の調整に関すること。 ①他者とのかかわりの基礎に関すること。 5健康状態の維持・改善に関すること 4集団への参加の基礎に関すること ①保有する感覚の活用に関すること。 2言語の受容と表出に関すること。 3言語の形成と活用に関すること 4身体の移動能力に関すること。 ①情緒の安定に関すること 2成覚や認知の特性 40限到 6区分 健康の保持 心理的な安定 小間関係の形成 環境の把握 コミュニケーション 身体の動き

個別の指導計画の作成と内容の取扱いの充実について

【自立活動の実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れ図

| 実態把握

- ① 必要な情報を収集する段階
- 障害の状態 ・発達や経験の程度

・興味・関心

- 課題 学習や生活の中でみられる長所やよさ、
- ② ①で収集した情報を整理する段階
- 自立活動の区分に即して整理する段階 $\langle\!\langle 2-1 \rangle\!\rangle$
- これまでの学習の習得状況 学習上又は生活上の困難、 $\langle\!\langle 2-2\rangle\!\rangle$
- の視点から整理する段階
- 〇〇年後の姿の観点から整理する段階 $\langle\!\langle 2-3 \rangle\!\rangle$

: 指導すべき課題の整理

- ①をもとに②— 1, 2, 3で整理した情報から課題を抽出する段階
- ③で整理した課題同士がどのように関連しているかを整理 中心的な課題を導き出す段階

3 指導の検討

- 短期目標 ·長期日標 4)に基づき指導目標を設定
- (ねらい) を達成するために必要な項目の選定 5の指導目標(
 - ⑦ 項目と項目を関連付ける際のポイント
- 目同士を関連づける 根拠をむって項 具体的な指導内容を設定

指導内容を設定するまでの流れ図の例 自立活動の実態把握から具体的な

①実態把握

- 情報収集の際、長所や良さにも着目す ること。
- 環境を整えて可能になることが予想さ **たることにしい**特難しておく。

②収集した情報を整理する段階

- 自立活動の区分に応じて整理(それ ぞれの境界を整理
- これまでの学習の状況をふまえ、でき ふまえて、学習上生活上の困難さを整理 ていること、支援があればできることも S
- 入れて、卒業時にイメージする姿を整理 生活年齢、残りの在籍年数を視野に ന
- ②で整理した情報から指導開始時点 課題を抽出 <u>ල</u>

學校·學年	小学技、第5学年
障害の種類・程度や状態等	高機能自用症 知的発達に最れまなく、他者の意図や影情の理解が苦手である。
静金の商業	人との関わりへの自信と意欲を取り戻し、コミュニケーションの力を棄める指導

教卒学習の気容はおおける定義しているが、整国かの登場人物の心律を指数するいとは指手としている。4年年でにんがらなの 等権の決略、旅道を強撃の信頼、興来・聴つ、弁論を中間の中で見られる政所をいお、禁錮権のしての審督の首

学習をした様には、「ころぎらなな場といとばなりをしてこれので、女士の指指された」と出張した 切れ着はほとんどなく、他間は丁香に午上げてくる。

- 原品物では協力表があれば、可依を上手に務めることができた。その後、水肥に協力表がなくてもできるようになった。
- 表記になってヨアコンの重を後のに指がことや、繋や一人に祀ったり後ので表だたりすることが、修用されをあよりにならた。
- 急に集くなっても薄着のまま型校するなど、書きや寒さなどの感覚が他の児童と違うと感じる植間がある。
- っめにおはなっても整置した観客の作を無く。
- 学版の友謝に「その職」奴合ったなっな」と言って、右手を否かせていとがあった。その妻には罪っていたが、右手を握らける ようなことを言ってしまったということが翻解できないようで、後で「ほんとうのことを言っただけ」と日記に書いていた。
- 普段の生活ではあまりトラブルを起こすことはない。
- 現事件の登録など問題体にクレメメルトが接受機関があるされた。表現セースと図書類に作りた定物な体体調で与いるいが必要
- 自分の意味・隠心に払い、クラスメイトがあまり意味のないや海の危をしても聞いてくわないことがあり、「この風、年間かれて されている」と野えてきたが、女様女後の後行節などもかからないようだった。

	学体の勧き ロベエロケーション	植札の巧豪 ・いれから、影拳雄に向	和な姿々に むっだ、もの弁響に	単に行って 応じれ口ミュリケー	かたら。 ション価むは計が新	になったっない	
ET SPACE	職権の記録	・技術圏では全体より第	少を確かくとらえる	傾向がある。	・気温の変化を感じ取る	いかは排手である。	
T - WORLDCHIME GLI) SCHLIZZENPOLIZZENDU CIERTI ORME	人間関係の形成	・相手の表情や態度	から第4名の世界	するのではなく、	回業や女子を奉ご	安かしたを配する	を自由される。
CHEST SAM SEED	心理的な技術	・友強とうまく	関われていな	いいとか田瀬	したがん、米	状を強くなり	だいことをと
#8X9 T 250	金融の保証	・発験に合む	セト服装や	リロト組織	なるいはい	2	

収集した情報 (①) を学習上又は生活上の困難の現点から整理する段階

- 学習上の困難は主として心情理解が困難であることに結局しており、教育学習金融には領券的でありよく理解している。(人)
- **事故の人国政策におって、 古中のご春田春かた十少ないでによる国際なるこうりもの。 おおてわけれ部国の人の放移のや著語す** ることができないことや、豊米・郡ひが国中代の子供と興なるために、すた様いが大きくなってきている。(人)

は魅しれ音楽(O)やOO非彼の欲の義にから朝鮮する恐怖

- ・最外市の提供。年の数かった友達とも脂肪がわかたいとを続いたった。今後オナナナー人になりそうないとから関したいる。(②)
- 母親も仲の長い女妻がいないことを置き、心想している。今後、思事就を近えるにめたり、女人職等が大きな禁錮となることに 不安を襲じたいる (人 三)
 - 人間関係は指摘になる中央、直移学校出布の創た、若年なことを不安なことを信託する力を着ててこく必要がある。(コ)

○かちた139-1, 13-2, 13-3 で制料した1時間かり展開を担任するを3

- ・周囲の豪子を告わる表情、言の闘子など、多くの言格を彼のじ、状況を心体を指数することが難しい。(人)
- ・ロペコーケーションを終さやれるの面類を整た、超形の状态が、 世際の力がなかの権を<table-row>なロペリーケーションの気むが下上少・
- 人と関わる自信と前後の低下が見られる。(ひ)
- ・年春西代に乗り回りを繋えるためには、手先の兄後和を抱めていく必要がある。(家)

④ ③で抽出した課題同士がどのように関連しているのかを整理し中心的な課題を導き出す段階。

課題同士の関連の例

この課題が原因で次の課題が生まれている

事務の了解として社会を亢進用していることが分からない場合は、「分かっているほど」と下仕がたに、丁寧に黎昭をすることが

線に応じた重整を核火薬を存めってかができるようにすることで、心臓を対抗の理解を促す。

画解を伝す。その戦、自ら分からないことを製聞したり、助けを求めたりする力も併せた育とる。

学弁の他をに関しては、発達影響を考え、風味のもてることを継条、余殿、年数田方の身だしなみなどにしながることを通して、

心存や表記の思禁に難しては、米米様が困もあるが、緊張空に緊張するにとも異常できるにとももるので、延縮が終りにとは禁作できる。影影響では、人どの歌びりくの中治と後後を失いてしめるにと、体験がに歩んでいく にとか後近には必要であらにと

②た整理した製器回土がどのように関連しているか会整理し、中心が対影器を募を出す認施

から、興味・取らお状道したこの四年なら女後と殴りした拍響から中た。まずは、人と魅わらいとくら自信や節袋を育れたこく。

小の際、信要活義に指揮を行い、コロケーションメモラか争の、四年大の子権四方なりには、省勢の教理により推議を持てい

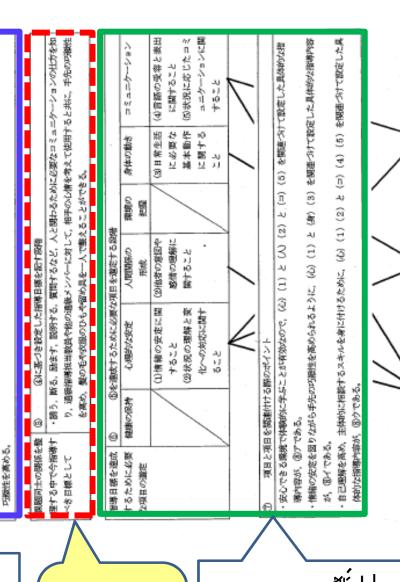
- ・この課題同士は相互に関連し合っている
- ・発達や指導の順序からみてつながっている。

⑤ ④に基づき、指導目標(ねらい)を設定 長期的な目標 (学年単位) 短期的な目標 (当面の目標)

- ⑤ ⑤の指導目標(ねらい)を達成するために必要な項目を選定
- ⑦ 項目同士を関連付けるポイントを整理

「こんな力を育てる必要がある。この際、課題〇〇と、課題令令は以外に近いところに位置づいているから、関係づけたら同時に二つの課題を指導できるのではないだろうか 」等

⑧で選定した項目同士を関連付けて指導内容を決定する。



新 小学部·中学部特別支援学校学習指導要領自立活動編解説掲載事例 引用

一部国の日末持令シンボラを集手が寄むアの政策元しながの国を扱う、食事のを実際を勤める

つ、 仲振に 写作 かんがいつな かか無行 (発信など) なが、 中

た、人と置わる自信と徴災を消 てながる、話し合ったり施力し たりしながら締める課題に取り

ア 少人数の安心できるグループ イ 思・本願・本引き田しなが

具件的公指導力等を設定する原始

0

猫折した

損日や間

無しながら加藤化ける。

代の必要和や成める整理に扱

数な

を発売

特別等

連件けた 具体的な

(3)評 価

指導と評価の一体化(実態把握 目標設定 自立活動項目の選定 指導計画・指導 評価のPDCAサイクル)が大切です。

- ・ 指導のスタートは、通常の学級や家庭での気付きから実態を把握し課題が何か をつかむことから始まります。
- ・ 行動の現れや学習のつまずきの要因を、実態把握でつかみ、そこから仮説を立て、目標設定、具体的な指導内容の選定、実際の指導と進めていきます。
- ・ 個別の指導目標が設定され、通級の指導内容が決まると、指導内容をどのよう な方法で指導した結果、何がどれだけできるようになったかということが評価で す。
- ・ 1時間ごと、学期ごとの評価をつなげ、年度末に1年間の評価をすることで、 次の目標や手立ての検討をしていきます。

評価の結果を指導の改善に生かすことが大切です。

- 通級による指導の評価を通常学級での指導にどうつなげるかという視点を常に もっておくことが必要です。
- ・ 通級指導教室での指導の評価は通級指導担当者が行います。
- ・ 大切なのは、教室内の環境設定、教材・教具、発問の工夫等、できる、わかるようにするために行った通級の授業での具体的な支援や指導の内容や配慮点を明確にすることです。
- ・ 具体的な指導の内容や配慮点を担任や保護者に伝えることで教室や家庭での効果的な指導・支援、配慮やかかわり方につながっていきます。
- ・ 通級での指導の個別の指導目標に対する評価を担任や保護者と共通理解することで、それ以外の支援や指導に対する評価と関連付けて考えていくことにつなが ります。

毎回の指導後には必ず指導について振り返り、指導内容、方法についての評価、 見直しを行います。

・ 詳しくは、「4 関係者との連携(2)『担任との連携』」の項目を参照してく ださい。

児童生徒の実態に合った指導計画が立てられていたか、指導目標は適切であったか。指導内容や方法は目標に見合うものであったかなど、実態把握、指導目標の設定、指導内容、方法の選定等の視点から評価、見直しを行うことが大切です。

4 関係者との連携





(1)管理職のリーダーシップ

校内支援体制の充実のために

管理職は、全ての教職員が特別支援教育に積極的に参画する校内支援体制の整備を 推進することが求められています。校内支援体制の充実のためには、学校における課 題を明確にし、学校全体で、課題解決に向けた取組を進めていくことが大切です。

以下の項目について、課題となっている部分を確認することで、通級指導担当者として取り組むべき点が明らかになるとともに、管理職のリーダーシップのもとでの学校組織としての取組が進みます。

確認項目	確認内容・ポイント
校内委員会の定期的開催	年間計画に位置付けます。通級指導担当者として、学年会等日ごろからの 情報交換の場を位置づけておくことが大切です。
きめ細かな実態把握	 ・ 各担任や、教科専科担当者の気付きが共有できるシステムを整えていくことが大切です。 ・ 校内委員会や事例検討会等の場で、特別な教育的支援が必要な児童生徒一人ひとりの実態を関係教職員で把握します。 ・ 通級指導担当者として、いつ、だれが、どのような方法で把握するかを全校に明確に伝えておくことが大切です。
教職員の研修	・ 事例検討会や特別支援教育の視点に立った授業研究会を企画、開催します。 ・ 通級指導担当者として、研修主任との役割分担が大切です。
個別の教育支援計画・個別 の指導計画の評価、改善、引 継	・ 年度末から年度初めにかけて、校内委員会等により、個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価、改善及び引継を確実に年度末から年度初めにかけて行います。・ 通級指導担当者として、作成から評価までの手順やスケジュールを明確にしておくことが大切です。
保護者への相談	保護者からの相談への対応について、共通理解を図っておきます。必要に応じて校内委員会での協議を行います。通級指導担当者として、窓口となる担任や校内コーディネーターの補助の役割を担うことが大切です。
関係機関との連携	 児童生徒の実態や具体的な指導・支援に関する情報交換等を効果的に行うために、日頃から、関係機関や専門家等、校内外の資源に関する情報を収集、整理し、必要に応じて提供できるようにしておきます。 通級指導担当者として、各関係機関との役割分担を明確にしながら、指導・支援を進めることが大切です。

(2)担任との連携

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」 (H29.3.文科省)には、「通常の学級の担任と連携した児童等への支援」について次 のようなことが示されています。

通級担当教員は、通常の学級の担任に対して特別支援教育に関する助言を行い ます。

通常の学級の集団指導の場面において、直接児童等を支援する際は、支援する児童等へ個別に関わり過ぎることで、当該児童等が逆に周囲からの孤立感等が生まれないよう、十分配慮する必要があります。

通常の学級の担任から困難を抱えた児童等の状態についての指導方法等について相談されたときは、専門的な観点から分かりやすく説明していくことが望まれます。

通常の学級の担任が児童等の保護者と連携して支援を検討する際は、補助的な 立場から通常の学級の担任への助言を行います。

通常の学級の担任や保護者からの求めに応じ、特別支援教育コーディネーターと連携して、専門機関の情報を提供します。

また、平成29年4月に公示された新学習指導要領解説には次のように示されています。

『(前略)また「その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。」とは、<u>児童が在籍する</u>通常の学級の担任と通級による指導の担当教師とが随時、学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに、通級による指導の効果が、通常の学級においても波及することを目指していくことが重要である。(後略)』

これまでも、各通級指導教室では、通常の学級の担任等との緊密な連携のもとで、 指導を進めているところですが、今後なお一層の連携と指導の効果の確認が期待され ています。

【参考】研究拠点校の例 《 D 小学校の取組》

連絡アイテムの工夫と活用

ポイント

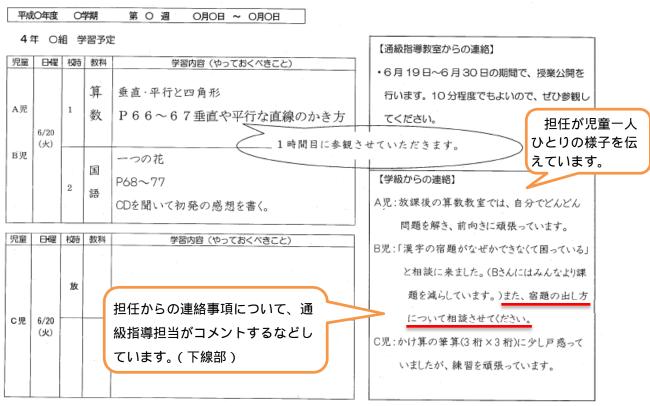
連絡ファイルや連絡ノートを工夫して、担任との連携を日常的に図っています。

連絡ファイル~通常の学級担任と通級指導担当者のやりとり

- ・ 通級指導担当者からは気付きにくい、教室での子どもの様子を知ることができ、 通級指導に生かすことができました。
- ・ ファイルの内容をもとにして、指導や支援の手立てを学級担任と相談する機会を もつことができました。

連絡ファイルの活用例

通級指導教室と学級担任との連絡には、「連絡ファイル」を活用しました。これは、 毎週木曜日の放課後に、次週の予定を記入するだけでなく、担任が気になっているこ となどを記入し、指導や支援の仕方についての連携のために役立てました。 これは、ある4年生のクラスの例です。



「1 時間目に参観させていただきます」という吹き出しは、この期間は担任が通級指導の様子を参観することになっていたからです。担任は、この時の授業を見て、垂直や平行な直線を描くときのヒントカードに注目し、「参観後の感想」に、学級の他の児童にも、そのヒントカードが必要であり有効だと感じたことを書いています。

【学級からの連絡】の欄に、B児について「宿題の出し方について相談させてください」という文があります。この後、通級指導担当者と担任とで、B児の漢字の宿題の形式や量について相談する時間を取り、教材を作成し、保護者に連絡して協力してもらうことにしました。

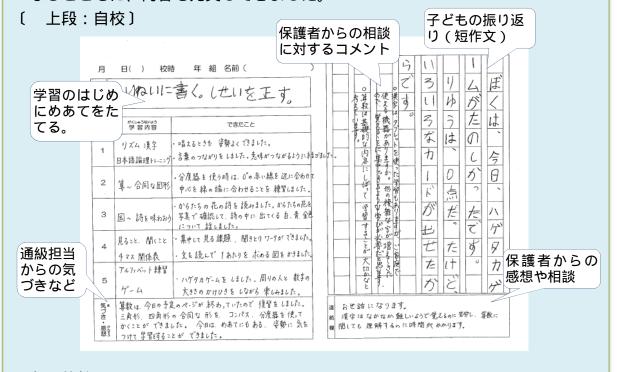
毎日の多忙な学校生活の中では、なかなか時間を作ることが難しいため、担任と通級担当がすれ違ったまま、相談できずに時間が過ぎることがあります。

このようなときに、「連絡ファイル」は、単なる学習内容の連絡としてだけではなく、指導や支援のあり方について相談する場であり、きっかけにもなるものです。気づきを共有し、効果的な指導法を作り上げていくチャンスを作るものだと言ってよいと思います。

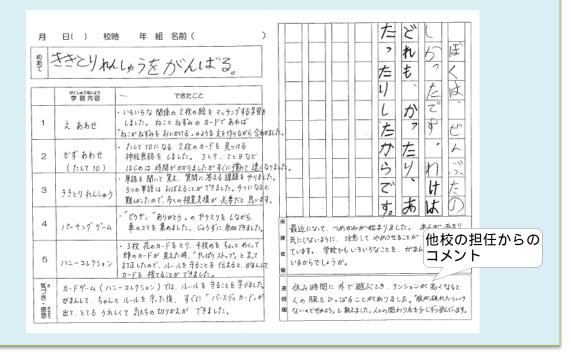
各学級ごとにファイルを 作成しています。

連絡ノート ~ 通級担当と担任と保護者とのやりとり

- ・ 通級指導の内容と児童生徒の学習の状況を担任や保護者に具体的に知らせる ことができ、保護者の安心感にもつながりました。
- ・ ノートの内容をきっかけにして、学習や行動に関する相談の場をもつことができました。
- ・ 子どもの困難の状況や学習の様子を担任と通級指導担当が共通理解することができ、話し合いの内容が具体的になり、「個別の指導計画」の作成がスムーズになるとともに、内容も充実してきました。



下段 他校



教材と指導方法の提案

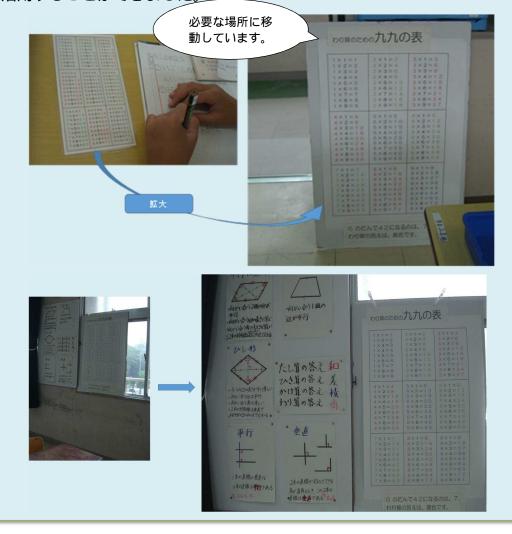
ポイント

通常の学級の中で行う具体的な指導・支援について、通級指導担当者が提案することで、通級指導教室と、通常の学級における指導の内容のつながりが、明確になります。通級指導教室に通う児童だけでなく、多くの児童の学びの支援につながります。

指導例1「わり算のための九九表」

4年生担任から割り算の筆算の指導がうまくいかないという相談に対し、 割り算のための九九の表を拡大して教室に掲示することを提案

- ・ なぜこのような教材が必要なのかを担任と話し合い、かけ算九九は覚えていても、わり算の筆算を解くときに思い出すことが難しい児童がいるということを理解してもらうことができました。
- ・ 通級指導教室で使っていた「九九の表」を通常の学級の授業でも使うため 以前は担任の理解を得て、個別に使用していました。
- ・ 全ての教室に同じ表を掲示することで、「だれでも」「いつでも」見ることができるようになり、「自分だけ」でなくなり、また、他の困っている児童にも活用することができました。_____



指導例2「MIMの授業と提案」

実態把握や継続的な評価を通して、力をつけていく ことや、動作や多感覚を使った学びなどの授業改善に ついて提案

- 6月から7月にかけて、週1回の授業提案を実施し、 8月に内容の説明を行いました。
- ・9月から担任が行い、通級指導担当も協力して進めています。

MIM=多層指導モデル。子どもが学習につまずいたり,つまずきが重篤化したりする前 に指導・支援を行うことをめざした、特殊音節のルールの理解を図るためのアセスメントや プログラム。国立特別支援教育総合研究所の海津亜希子主任研究員により開発。



授業でつながる

学級担任の通級指導教室の授業参観

ポイント

- ・授業の流れ、指導内容と指導のポイントを示したプリントを事前に配付すること で、全ての授業の参観は難しい場合も、通常の学級の担任は、ポイントを絞って、 参観することもできます。
- 学級担任等に通級指導の様子を参観してもらうことで、児童の学習の様子や 個に応じた指導の工夫について具体的なイメージをもってもらうことができま した。
- 6月の2週間を設定 しましたが、その後も、 自由に参観してほしい ことを伝えると多くの 教員が参観したり、子 どものことを相談に来 室したりするようにな り連携が深まりました。

授業の流れを事前に配付 します。学習の詳細の欄に は、学習の内容ごとに、指 導者の意図と育てたい力 を示します。

6月19日から30日の間に、学級の子ども達が通級指導を受けている様子を参観してくださ い。時間内の場合は、国語や算数の時間になるので、教室を抜けることは難しいと思いますが、同 学年や 7 学年の先生方の協力を得て、10 分~15 分間は参観されるようお願いします。

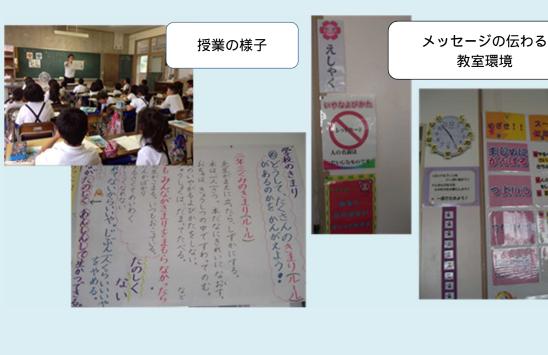
★指導時間の予定(2 時間続きの指導の場合)は、下表のような流れになります。参考にしてください。 ★放課後指導の場合は、教科の指導を行わず、下表の中の

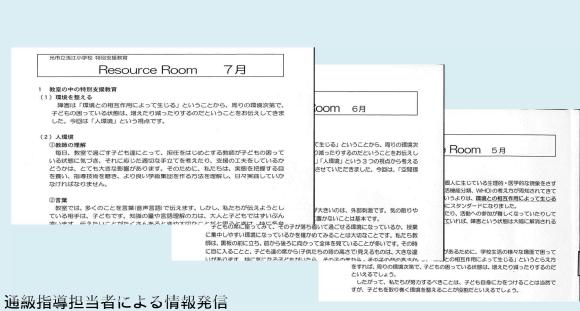
	学習予定	学習の詳細
	ウォーミングアップとめあての確認	・毎回、学年の漢字の熟語を読んでいます。目で追い
	・リズム漢字 (2年~6年)	ながら、声を出すことで、読みの学習にも漢字を覚
	・めあてを立てる。	える学習にもなっています。
1		・リズム漢字のブリントで、漢字の読み書きと熟語の
時		意味を学習します。
間		・その時間に頑張りたいことを決めて書きます。
目	表科の学習	・その時間に学級で行う学習の、補充的な学習をしま
	算数(国語)	す。「自立活動」の指導ですから、認知特性に応じて、
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	苦手な学習への対処法を工夫しながら、学習しま
		す。
		・児童の実態に応じて、ヒントカードなどを使うこと
		もあります。
	教科の学習	・同上
	国語(算数)	
	\$20¢075-0-\$8865	・視覚認知の難しさがある場合は、図形パズルなどを
	認知面の課題 ・見ること、聞くこと	・視覚認知の難しさかめる場合は、図がハスルなどを 使って細かい部分を見比べることを指導します。
	・見ること、闻くこと・漢字練習	使って細かい部分を見にへることを指導します。 ・ワーキングメモリーの弱い児童については、聞き取
	・ 4 マス関係表など	リ学習を行い、覚え方のこつをつかませたり、メモ
2	- (XIMIMEAC	の取り方を学ばせたりします。
時		・漢字の覚え方や文章問題の解き方を練習する児童も
間		います。
E I	 関わりの学習	・論理トークを行い、主語をつけて自分の意見を述べ、
-	・会話練習	理由をつけて話す練習をします。
•		・少人数でゲームなどを通して、ソーシャルスキルを
		学びます。
T	振り返り	・学習したことを振り返り、短作文を書きます。1年
		生は、話したことを教師が書き取ります。

通級指導担当者の通常の学級の授業参観

ポイント

- ・通級だよりを通して、通級担当者が参観した通常の学級での好事例を情報発信することにより、「メッセージの伝わる教室環境の工夫」等、通常の学級担任の効果的な取組が、校内に広まり、特別支援の観点を取り入れた授業づくり、学級づくりに向けた雰囲気が、醸成されます。
- ・ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業実践や授業内容を生かした教 室掲示など、優れた実践を効果的に全職員に広げることができました。
- ・ 児童に対する教師の働きかけなどについて気になることがあれば、その都度 個別に助言したり、職員会議で投げかけたりすることができました。





(3)校内コーディネーターとの連携

全校体制を進める上で、校内の特別支援教育コーディネーター(県では「校内コーディネーター」と呼称)との連携は欠かせません。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」には、通級指導担当教員と校内コーディネーターとの連携について次のように示されています。

通級担当教員は、校内の特別支援教育コーディネーターと、定期的な情報交換を 行い、校内における教育支援体制の状況把握に努めます。

共に通常の学級の担任をサポートする立場にありますので、常に気軽に相談し、協力し合う関係を作っておくことが大切です。

通級担当教員は、学校内の支援等を効果的に行うため、特別支援教育コーディネーターとの役割分担を明確にします。

他校通級や巡回指導において、他校の児童等を指導している場合はその学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図ることも必要です。

なお、同ガイドラインには、校内コーディネーターの役割も示されています。

- 1 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
 - (1)学校内の関係者との連絡調整
 - (2)ケース会議の開催
 - (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成
 - (4)外部の関係機関との連絡調整
 - (5)保護者に対する相談窓口
- 2 各学級担任への支援
 - (1) 各学級担任からの相談状況の整理
 - (2) 各学級担任と共に行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討
 - (3)進級時の相談・協力
- 3 特別支援学校やサブセンターの地域コーディネーターや専門家チームとの連携
 - (1)巡回相談員(県では地域コーディネーター)との連携
 - (2)専門家チームとの連携
- 4 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

ここに示された内容の多くは、通級指導担当者が担っている役割と、重なっている ことも多く実際、通級指導担当者が校内コーディネーターを担っている場合もありま す。

大切なのは、管理職のリーダーシップのもとで、学校全体でここに示された役割が 果たしていけるような役割分担を考えるなどして、全校体制を整えていくことです。 次ページに、役割分担と協働の例を示しています。

通級指導担当者の連携と役割分担を進めるための工夫(例)

学校内の関係者や、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを進めましょう。

- ・ 日頃から児童生徒の情報交換を行うことにより、指導・支援の早期対応につな げる。
- ・ 話し合った結果(方針や方向性)を、個別の教育支援計画や個別の指導計画等 に明記し、その内容を関係者で確認する。
- ・ 保護者からの相談内容に応じて、柔軟に役割を分担したり、一緒に解決策を考 えていくようにする。

各学級担任からの相談に応じ、助言又は援助等を行いましょう。

- ・ 担任からの相談に、校内コーディネーターと連携しながら、支援の場の検討等 について助言する。
- ・ 進級、進学時は、個別の教育支援計画や、個別の指導計画が確実に効果的に引き継がれるように助言する。

地域コーディネーター及び専門家チームと連携して、個別の教育支援計画や支援 内容の改善につなげていきましょう。

・ 外部との連絡調整を図る際、連携を図る必要がある地域資源や連絡窓口(担当 教員等)の役割分担を確認する。

校内の児童生徒の実態を把握するための校内体制の構築や研修の実施を進めましょう。

・ 実態把握の手順やスケジュール、専門性向上のための校内研修の内容や時期等 を、年間計画に位置付ける。

【参考】研究拠点校の取組《D小学校の取組》

校内コーディネーターと連携して、教職員の研修の推進を図っています。



- ・ 学級担任に、一斉指導の中での子どもの困難さや心理的なストレス等に気付いて もらうことができました。
- ・ 夏休みに入って実施した研修会であり、研修した9月からの授業に生かしていく ことができました。

ユニバーサル・デザインの授業研究(通常の学級の授業)~授業改善に向けて (例)6年生の算数「変わり方を調べて」

担任による授業構想の手順

- ア 特に困難さのある児童の実態把握
- イ 教材分析の視点
 - ・多くの児童がつまずくと予想される場面
 - ・有効だと考えられる教材
- ウ 特別な支援を必要とする児童を含むすべての児童に「分かる」「できる」を実 感させるための実践方法のポイント
 - ・興味の喚起
 - ・場面状況の把握(劇化、テープ図、動画、図式化等)
 - ・作業の軽減
 - ・作業のスモールステップ化
 - ・計算の正確な実行のための手立て

【参考】研究拠点校の取組 《G中学校の実践》

個別の教育支援計画の作成(中学校)







- ・ 今年度は、学校全体で積極的に指導の方法を工夫するようになりましたが、今後 も個に応じた支援の在り方を考えていこうという雰囲気が生まれました。
- ・ 小学校から引き継いだ内容を確認し、中学校での指導の在り方を考えることができました。

県では、県内6小中学校の協力を得て、特別支援教育の視点を取り入れた授業づく りを全校体制で進めるための校内研修の工夫等について、提案しています。

特別支援教育の視点を取り入れた授業の実践は、通級の指導と通常学級との連携を確かなものにしていく上でも大切な取組になると考えます。

(4)他校通級の場合 在籍校との連携

他校通級の場合の在籍校との連携について、文部省通知第 756 号 (H25.10.4)では、自校通級だけでなく、他校通級の児童生徒の在籍する学級の担任教員と情報交換を行ったり、助言を行ったりすることが大切であることが示されています。

(巻末「資料編」P141参照)

通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級(他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級)の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

文部省通知第 756 号 (H25.10.4)

他校通級の場合、自校通級と比べて、通級指導担当者と在籍学校(学級担任)との 連携は、大変難しい面があります。

多くの通級指導教室では、「指導報告書」を作成して情報を共有したり、通級指導担当者が当該児童生徒の在籍する学級の授業を参観したり、工夫しながら連携を図っています。在籍する学校の担任が通級の授業参観を実施するなどして、学級担任と連携を図っている場合もあります。

《当該児童生徒の在籍校との連携(例)》

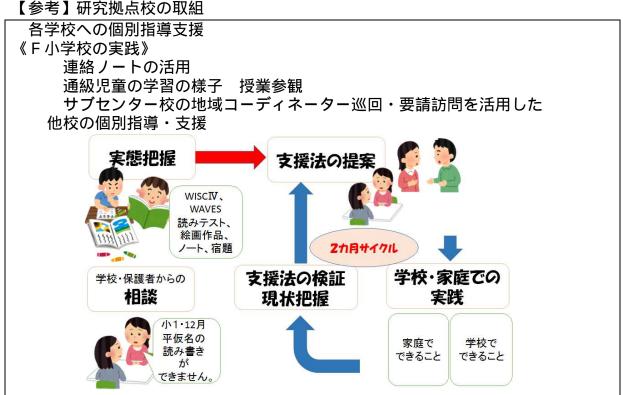
小学校

- 学習したプリントをファイルにして連絡ノートと一緒に児童に持たせ、 担任や保護者から、一言ずつコメントをもらっている。
- ・ 連絡ノート、在籍校訪問、通級指導教室見学を通じて、情報を共有しなが ら指導内容や関わり方を考えていく。
- ・ 通級便りを発行し、通級指導教室の様子や学習上、生活上困難さのある児 童への対応を学級担任に情報提供する。

中学校

- ・ 教科担当の教員と連携を図り、課題の量が多いようであれば、本人が努力 すればできそうな部分を選定し、達成感を得られるよう工夫する。
- ・ 指導内容の報告事項をデジタルカメラで撮影し、プリントアウトしたもの を連絡帳にはさんで持たせる。担任や保護者に通級指導教室での学習内容を 分かりやすく伝えることができる。
- ・ 保護者、在籍校の学級担任、通級指導担当者の三者(場合によっては本人) が話し合う機会を設定している。

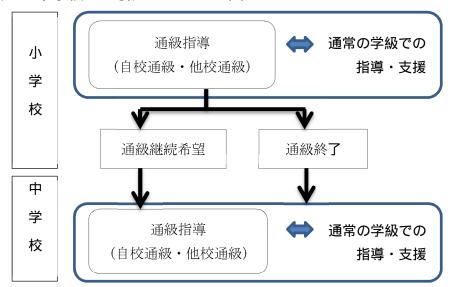
- <他校通級を進める際の留意点Q&A>
 - 他校通級が行われる学校への移動時間を通級による指導の時間に含めるこ とはできますか?
 - A26 移動時間を通級による指導の時間に含めることはできません。指導時間にカ ウントできるのは、あくまでも現実に指導を受けている時間に限られます。
 - O27 放課後の時間を、通級による指導の時間に充てることはできますか?
 - A27 他校通級の場合は、移動等の関係で放課後等に指導を受けることが多くなる と思われます。指導時間や時間帯については、学校や地域、児童生徒の実態、 指導内容等を勘案しながら適切に判断されることになりますが、時間帯が偏り すぎたり、児童生徒の負担が過重になったりしないよう十分な配慮が必要です。
- Q28 通級による指導を受ける児童生徒の移動に要する交通費は就学奨励費支給 の対象となりますか?
- A28 通級による指導を受ける児童生徒の移動に要する交通費は、就学奨励費支給 の対象となります。
- O29 他校へ通級する途上の児童生徒の事故は災害救済給付の対象となりますか?
 - A29 他校へ通級する途上の児童生徒の事故は災害共済給付の対象となります。 いずれも必要な際は、児童生徒が在籍する学校の事務担当者より、市町教委 担当者へ問い合わせてください。



(5)小・中学校間の引継ぎ・連携

多様な学びの場が整備され、通級による指導を受けている児童生徒が増加傾向にる中、校種間の連携を円滑に進め、切れ目のない指導・支援を行うことが、求められています。

《小学校から中学校への引継ぎイメージ図》



上図のように、通級による指導を受けていた児童が、中学校進学にあたり、 のように指導を継続する場合と、 のように指導を終了する場合があります。

【指導を継続する場合のポイント】

小学校在籍中に、保護者や本人の通級指導継続の意向を確認するとともに、校内 委員会で、指導の継続の必要性の有無を検討します。

中学校での通級の指導の継続を判断した場合は、保護者、本人に改めて通級継続の意向を確認するとともに、市町教育委員会へ報告します。

保護者は本人とともに、中学校の通級指導担当者と教育相談を行います。中学校 担当者は、中学校の学校生活について説明するとともに、行うことのできる支援の 内容について伝えます。

小学校は、保護者の了解を得たうえで、個別の指導計画やアセスメントの結果等、 児童の実態や実際の指導の様子を中学校に伝えます。

中学校入学後に両担当者により、生徒の様子について情報交換を行います。 必要に応じて小学校担当者による授業参観を行い、継続的に教育相談を行います。

【指導を終了する場合のポイント】

通級の指導を終了した場合も、小学校で行った指導・支援を中学校に引き継ぎ、 通常の学級での様子を日頃から把握しておく必要があります。 【指導を継続する場合、終了する場合のいずれにおいても求められる引継ぎのポイント】

学校種が変わる際の引継においては、子供の発達の特性やつまずきやすいポイントを関係者間で共有し、どのような配慮があれば安心して学校生活を送ることができるのかなど、進学後の具体的な支援につなげていくという観点で、引継を行うことが求められます。

- ・ 小・中学校の関係者が、日頃から連絡を取り合うことで、円滑な引継ぎが行え、 一貫性のある指導・支援が期待できます。
- ・ 小学校で作成した「個別の教育支援計画」に必要な情報を集約・整理して、中学校に引き継ぐことが大切になります。

「個別の教育支援計画」は、小学校の卒業時に保護者に渡し、保護者が中学校へ持参する場合と、保護者の了承を得て小学校から中学校へ引き継ぐ場合とが考えられます。保護者が持参する場合であっても、保護者の了解を得た上で、小学校と中学校の間で「個別の教育支援計画」等の記載内容を共有するなど、引き継ぎを保護者任せにしないようにします。

【参考】研究拠点校の取組《F小学校の取組》

小学校と中学校で支援をつなぐ実践

中学校通級指導教室見学

参加者:児童、保護者、通級担当

[7月·11月]

目 的:中学校への不安の解消。安心感と期待の醸成

内容: 自己紹介

通級による指導の参観

中学生との交流タイム(通級による指導を受けている中学生の考えた

クイズ)

中学校通級指導担当者への質問タイム等

小中学校特別支援教育合同研修会への参加 中学校の研修会へ、小学校通級担当が参加 小学校の研修会へ中学校通級担当、校内コーディネーターが参加

担当者間による引継ぎ

3月上旬:担当者間で情報交換

4月中旬:希望のある保護者と、小中学校担当者が、個別の教育支援計画を使って

引き継ぐ内容を確認する。

中学校参加者:学級担任、校内コーディネーター、通級指導担当者

小学校参加者:通級指導担当者

(6)保護者との連携

「2 開始と終了の手続き」(P24~30)で示したとおり、通級による指導において、指導の開始から終了まで、さらには終了後においても保護者との継続した連携が、大変重要となります。

児童生徒が安心した学校生活及び家庭生活を送ることができるよう、場合によっては、保護者にも適切な助言を行い、支援していくことも、通級指導教室の大きな役割です。

日頃から家庭との連絡を密にして、児童生徒の状態の把握や適切な支援の方法などについて共通理解を図り、共に児童生徒を支え育てていくことが大切です。

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」 (H29.3.文部科学省)には、保護者へのメッセージとして次のように示されています。 子供の教育で不安なことや子供が困っていることがあれば、学校と相談し、子供の教育のために学校と協力して取り組む(協働する)ことで、子供の困っている事や不安を軽減することにつながります。

また保護者と学校が一緒に子どもについての理解を深めていける関係を作るために、具体的には、子どもが在籍する学級担任と連絡を取り合うこと、そのため学級担任との間に、信頼関係を築くことがとても重要であることが示されています。 学級担任、校内コーディネーター、通級指導担当者が密接に連絡を取り合いながら、全校体制で、保護者との連携を図ってくことが大切です。

《通級担当者の立場からの連携の取り方(例)》

教育相談時

- ・初回相談では、まず、通級指導教室がどのような制度であるかを伝えます。
- ・保護者に安心してもらえるよう、室内の環境づくりや雰囲気づくりを大切にし ます。
- ・個別の教育支援計画を作成していれば、計画の活用について保護者の同意を得ます。未作成の場合は、作成の依頼をします。

教育相談時に保護者の方と共通理解を図る内容例

- ・保護者の心配や願い
- ・園や学校、家庭での子供の様子
- ・発達過程(生育歴) これまでの相談歴、教育歴等の事実関係
- ・学校の方針と、保護者の考え方
- ・提供する合理的配慮

指導開始·指導継続時

・ 通級指導の内容や担当者の気付きを保護者や担任に伝える「連絡ノート」を活用したり、参観日や学期末の面談や他校通級の場合の送迎時等を利用したりして、 保護者と情報交換する中で、具体的な指導・支援の内容や手立てを伝えます。そ のことにより、保護者の信頼感、安心感が得られるようにします。

指導開始・指導継続時の懇談の内容例

- ・通級指導の目的・内容の説明
- ・通級指導時の児童生徒の様子の報告
- ・家庭生活の配慮点等についての助言
- ・保護者、学級担任、通級担当の連携を深めるための方法の確認

通級終了時

・ 学校が、終了の見込みの判断をした場合は、面談等で保護者に伝え、保護者や 在籍校間での合意形成の上で、指導を終了します。保護者の心情や考えを丁寧に 聞き取り、学校からは、終了の目安となる状況にあることを伝えたり、終了の手 続き等を説明したりします。終了後の通常の学級における支援の内容についても 共通理解を図ります。

通級終了時の内容例

- ・指導開始時の困難さの改善、軽減の状況の説明
- ・当該児童生徒の学校・家庭でみられる行動の変化の確認
- ・終了後、通常の学級等で継続して行う支援内容、家庭の協力体制の説明

進学時

・卒業学年の児童生徒の場合、進学先との連携が必要となります。保護者にとっては、新たな場で充実した学校生活を送ることができるかどうか、不安を抱えています。通級指導担当者として、進学先との連携を継続的に図りながら、保護者への情報提供等を通して、安心感を提供するようにします。

(7)教育委員会との連携

他校通級では、近隣市町の学校から通ってくる場合があります。

近隣市町の学校から児童生徒を受け入れる場合は、いくつかの点で確認をしておく ことが必要となります。

各市町教育委員会や在籍校、通級指導教室設置校の間で必要となる書類については、「2-(2)開始手続きの流れ」(P26)や、「2-(4)終了手続きの流れ」(P29)を参照してください。

いずれの場合でも、どのような手続きが必要になるのか、市町教育委員会に確認しながら相談を進めることが重要です。

(8)医療・福祉・その他関係機関との連携

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(平成25年 10月4日付け、25文科初第756号通知)」には、次のように示されています。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること

- つまり、通級指導の開始の検討の段階から、保護者の了解のもとに、医療、保健、福祉、労働等と連携を図っていくことがとても重要となります。
- (3)「校内コーディネーターとの連携」(P55)で示したとおり、学校における関係機関との連携の窓口は校内コーディネーターになります。通級担当者は、通級指導を進める上で各関係機関から情報を得る必要がある場合には、校内コーディネーターに調整を依頼します。そのためにも、日頃から校内コーディネーターと連絡を取り合っておく必要があります。また、各関係機関と連携を図る上で、なぜその内容を必要としているのかを説明できることも求められることがありますので、明確にしておく必要があります。

連携して得た情報を、児童生徒の指導・支援につなげていくうえで、関係者のそれ ぞれの立場で行うべき支援の内容を明確にしておくことが大切になります。

児童生徒の目指す課題を明らかにし、各関係機関の役割分担を明確にしたものが、 個別の教育支援計画です。県の作成した個別の教育支援計画の様式には、各関係機関 の相談歴や助言の内容を記載する欄があります。また児童生徒と関わりのある様々な 関係機関が一目でわかるようなシートの様式を工夫しています。参考にしてください。

《通級担当者として各関係機関と連携する具体的な内容の例》

医療との連携

- ・児童生徒の困難さに対する医療面からの助言(診察・診断)
- ・発達検査等の結果及び所見の情報提供
- ・服薬前後の状況の情報共有

留意点

定期的に医療機関に通っている児童生徒の場合は、保護者の了解を得たうえで、担当の医師と電話や文書等で情報交換をしたり、支援会議で育ちや適応の状況について話し合ったりする場合があります。また診察や訓練の日に、保護者、本人に同行して、医療機関や療育機関に出向き、医師やOT(作業療法士)、PT(理学療法士)、ST(言語聴覚士)等から直接、指導・支援に有効な情報等を得る場合もあります。

福祉との連携

福祉部局

・支援の内容の整理と役割分担の確認(保護者支援、家庭支援)

|放課後ディサービス・学童保育|

・放課後支援の場での過ごし方の検討

その他の関係機関との連携

地域コーディネーター

- ・児童生徒の困難さの課題分析への助言
- ・具体的な指導内容、支援方法への助言

5 通級指導教室1年間の流れ





通級指導教室 1年間の流れ(例)

	月	内 容		ポイント	県・市教委関係
一 学 期	月 4 5	内 容 第 1 週 収集 (学年 始め 休業・ こ	れ の 観 を図る。在籍学級担任や保護者は、気付きや、学級や家庭での様子で 談 毎時間の指導を記録した「連絡ノート」を担当者、在籍学級担任、の	ポイント 【時籍取校か・校はに間を護知をして校時のでは調生では調生ののりかした。 「大調生が、では調生が、では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一	県・市教師・
		・通常学級での配慮事項	子を記入する。、保護者間で供覧し共通理解	・自立活動6区分27項目	

在籍学級担任と連携: 他校通級の場合、通級に よる個別の指導計画と在籍 校における個別の教育支援 計画や個別の指導計画によ り、在籍校で支援すること 学 と、通級で指導することを 明確にする。 学習 期 面 【自校児童生徒の実態把握 と支援】 生活面の状況を常に把握する。 通級指導参観週間 6 自校通級児童生徒の学習 や生活の様子を随時参観 在籍学級での様子を参観 し、通級での指導内容や、 (授業・休み時間の様子) 在籍学級での支援内容に ・担任、校内コーディネーター ついて在籍学級担任と連 との懇談 携を図る。 ・通級児童生徒以外にも、 各クラスで支援を要する 校内委員会で指導の継続や終了を検討する。 児童生徒の状況を把握 し、必要に応じて支援を 行う。 他校通級においては、在 籍校担任との懇談や、他 校通級児童生徒学校訪問 等の機会を利用し、連携 を図る。 【指導の評価・改善】 7 学期末評価 ・児童生徒のニーズを踏ま ・在籍校に指導記録 送付 え、個別の指導計画の評 ・1学期の評価・2学期の計画 価・改善を行う。その際、 · 保護者懇談 学習形態(個別、グループ) や指導回数等の変更の検討 も行う。

	8	他校通級担任と懇談		
	9			
=				
	10	通級指導参観週間		
学		他校通級児童生徒学校訪問		
#0	11			〔11月頃〕
期	12	学期末評価		開設調書(次年度分)
	14	<u> 子 期 不 計 </u>		(八十反刀)
		・2学期の評価、3学期の計画		
		・保護者懇談		
ΙΞ	1	次年度入級対象者等への		
		教育相談、教室見学、体験入級		
学	_	を実施		
期	2			
- 共力	3	学期末・学年末評価	【次年度への準備】	〔3月末〕
		・在籍校に指導記録送付	・次年度入級児童生徒の実	実施状況調査
		・3 学期、今年度の評価	態把握	(本年度分)
		来年度の計画	・継続指導生徒の指導計画	
			の見直し、改善	
			・次年度への引継ぎ準備	
		V = 1- c 1 > -/ / 1 +# +/ 59 + #		
		必要に応じて保護者懇談		

岐阜県教育委員会「特別支援学級担任・通級指導教室担当のための手引き」(H27.3)を参考

この流れ図は、一例です。通級指導教室の運営にあたり、各校、各地域の状況に応じて、各教室の運営計画を立てることが大切です。次ページには、E小学校の年間計画を掲載しています。参考にしてください。

参 考 特別支援に関わる年間計画(E小学校)

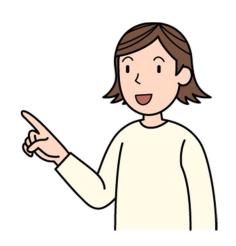
年4月 校内Co

r		Τ
4月	特別な支援を必要とする児童の把握	市教委へ報告 ・教育相談
	(学年引継ぎ)(個別の教育支援計画)	・通級願・通級申し込み
	<u>個別の教育支援計画</u> <u>個別の指導計画</u> の作成	市教委より・通級承認書
	*新規の個別の教育支援計画 作成	市教委へ
	(校内 C o 、通級指導担当者、担任が、連携して記入)	・教育課程編成届
	担任が家庭訪問時に保護者へ説明、確認(確認印)	
5月	・第1回「子どもたちによりそう会」	市連絡協議会参加
	配慮を要する児童の情報交換・共通理解(同学年や異学	市教委へ
	年)	・実施状況調査
6月	第1回校内支援委員会(6月中旬)地域Co訪問	地域コーディネー
	・困り感のある、児童への共通理解 協力体制の確認	ター訪問 難・言研修会参加
	QUテストの実施(教育相談)学級での支援を考える	
7月	第2回校内支援委員会(7月中旬)	
	・校内支援委員会	
	(特別支援学級児童、通級児童、通常学級在籍児童で特別	
	な支援が必要と思われる児童の指導・支援の情報共有)	
	個人懇談会(7月中旬2日間)	
	<u>個別の教育支援計画</u> 保護者と目標の共通理解	
	変更があれば記入してもらう	
	<u>個別の指導計画</u> 1 学期評価記入	
	(支援学級・通級) 経過・結果の確認(保護者懇談)	市教委へ
	特別支援に関する校内研修(7月下旬)	・1 学期指導報告書
	・講師 招聘	

8月	第3回校内支援委員会(8月下旬)	通級担当者連絡協議会(8月)
	・次年度の学びの場の検討、卒業後の就学についての検討	
	・通級指導の継続、入級検討について	
10月	就学時健康診断 (随時、特別支援学級の見学など相談)	・通級アンケート
	・来年度就学児について検討 (市教委に結果の報告)	市教委へ
	・発音検査の実施、校内Co相談(本校における支援体制	・通級指導教室設置
	説明)	校書類提出
12月	第4回校内支援委員会(12月頃)	市教委へ ・特別支援教育体制
	・通級3学期から開始、終了児童	整備状況調査
	個別の指導計画 2 学期評価記入	市教委へ
	経過・結果の確認(保護者懇談)	・2 学期指導報告書
2月	・第2回「子どもたちによりそう会」(教育相談)	市教委へ
	・仮入学(発音再検査、就学相談)校内Co	・要請訪問報告書
3月	個別の教育支援計画 評価の記入。次年度の目標(案)	市教委へ
	を立てた後 担任印 校長印	・通級児童実施状況 調査
	個別の指導計画 3 学期評価記入	市教委へ
	経過・結果の確認(保護者懇談)	・3 学期、学年末指 導報告書
	指導要録への記入	

6 チェックリスト

To Do Check List



Ø ┙ ¥ O Φ ے O 0 Δ 0 年間T (C °) 通級担当・学級担任・校内コーディネーター 9

通級指導教室を1年間運営する上で、各担当の取組の内容として考えられることをチェックリストにまとめました。

取組の時期や内容、役割分担の詳細は、学校の実情等によって異なると思いますが、年度初めや学期ごと、あるいは年度末等に 各担当で確認するなどして、通級指導教室の円滑かつ効果的な運営に役立ててください。

		通級	学級	校内	+~! /~~~~ I
Γ		担当	担任	0	10 DO GIEGN FISC
					通級による指導を受けている幼児児童生徒の個別の教育支援計画を引継ぎ、昨年度の学
]			校や家庭での様子、関係機関からの情報を確認する。
					通級による指導を受けている幼児児童生徒の個別の指導計画を引継ぎ、昨年度の自立活
					動の指導の目標や内容、学習状況を確認する。
					職員会議で、通級による指導の制度等について全校職員で確認するとともに、通級指導
					教室の年間運営計画についての共通理解を図る。
	のおません				自校通級児童生徒の日課を作成する。
4月					他校通級児童生徒の日課を作成するために、保護者に指導を受ける日や移動時間につい
					て相談する。
					他校通級児童生徒の担任と電話で情報共有する。
					保護者、担任との連絡ノートを作成したり、教室環境(机、椅子等)を整えたりする。
					通級指導教室の経営方針や、担当者の紹介等を伝える通級便りを作成し、始業式に通級
					幼児児童生徒の保護者に配付する。
					前担任(担当)から配慮を要する幼児児童生徒の情報を引継ぎ、一斉指導の場で行う支
]	接について学年内で確認する。必要に応じて、全校で確認する。

		张里:	学	松	
町		加加	担任	0	To Do Check List
					通級指導教室における自立活動の指導目標、通級指導教室及び通常の学級それぞれの場 における自立活動の指導内容を明確にして、個別の指導計画に記載する。
					特別な教育的支援の必要があると考えられる幼児児童生徒の状況を把握し、校内委員会等で通級による指導の必要性の有無を話し合う。
					通級による指導の必要性があると判断した幼児児童生徒の学習や生活の様子を保護者と 共有し、指導の希望を確認する。
4月	旧別の岩沢童生徒				管理職と相談し、通級指導の正しい理解につながるよう、全校児童生徒への説明や、コミュニティ・スクールの仕組みを生かして、保護者、地域住民などへの周知を図る。
					家庭訪問で、家庭での状況や、心配なこと、がんばっていることなどを伺い、学校と家庭で共に取り組んでいくことについて具体的に確認をする。
					心理的な
					指導開始時は、実態把握を中心に行い、指導の方向性を確認しながら進める。 活処の投資を承はと旧善仕往の信性とな音体を外の仕籍目等仕往へにす。 理解を図え
1					httpなどのでである。 して通級の指導の必要性があると判断した幼児児童生徒の指導開始 に届ける。
氏 C					担当者調査等、市町教育委員会に提出する書類を作成し、期限までに提出する。
					校内で、個別の教育支援計画の目標の共通理解を図る。
日91	の実態把新規児童				4月以降、新たに保護者や教員の気付きのあった児童生徒について、実態把握を行い、 校内委員会や生徒指導委員会、学年会、職員会等で、現在の状況や指導・支援の方針に ついて確認する。
-					新たに特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の指導・支援を通常学級で工夫し、 その状況を観察する。

		74 67	14	-	
Н		国	十	<u>₹</u>	To Do Check List
•		担当	担任	Со	
	東總世産期				観察を通して、校内委員会で通級による指導が必要であると判断された場合は、保護者 との面談で意向の確認を行う。
	<u> </u>				校内教職員や保護者を対象とした、通級指導参観週間を設けて、通級による指導の理解 を深めたり、児童生徒の自己肯定感を高めたりして、自信につなげる。
6月7月7月	₹6				保護者会の前に、個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価を行う。
					1学期の通級による指導記録をまとめ、達成状況や課題となる点について、保護者会等で、保護者に説明し、確認を得る。
					通級による指導を終了する見通しのある児童生徒については、指導の回数や時間を弾力 的に設定して、終了に向けた検討をする。
	田垣				2学期の指導に向け、1学期の評価を受けて指導目標や指導内容の改善を検討する。
8月	<u>引</u> し すの評角				他校通級児童生徒の在籍校を訪問し、担任と学習や生活の状況について情報交換を行う。 通級指導教室と通常の学級それぞれで取り組む目標や内容を検討し、その結果を個別の 教育支援計画や個別の指導計画に記入する。
月6	学校行事 指導·支				学校行事への参加に際して、保護者からの情報や、昨年度の様子、日頃の学校生活等の様子から、感覚面の過敏性等について整理し、予想される困難さや対応方法等を全教職員で確認する。
10月 11月					学校行事への参加に際して予想される事項や配慮してほしい事項について、児童生徒本人と対応策を考えその結果を保護者と共有する。必要に応じて医師等の意見を聴取する。
12 月	の支援				通級指導教室における授業研究会を開催し、自立活動の内容や通常の学級における指導・支援や配慮とのつながり等について協議をすることを通して、通級の授業づくりの質の向上に努める。
					` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` ` `

1		通級	学級	校内	
Щ.		用	担任	СО	lo Do Check List
					9月以降、新たに保護者や教員の気付きのあった児童生徒について、実態把握を行い、 校内委員会や生徒指導委員会、学年会、職員会等で、現在の状況や指導・支援方針につ いて確認する。(再掲)
					新たに特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の指導・支援を通常学級で工夫し、 その状況を観察する。(再掲)
16					観察を通して、校内委員会で通級による指導が必要であると判断された場合は、保護者との面談で意向の確認を行う。(再掲)
10 正 01	学校行声道・支				校内委員会で次年度の対象者や運営の方針に向けて協議した内容をまとめた通級指導教室開設調書を市町教育委員会へ提出する。
11月					校内教職員や保護者を対象とした、通級指導参観週間を設けて、通級による指導の理解 を深めたり、また児童生徒の自己肯定感を高めたりして自信につなげる。(再掲)
12月 場 公 選 法 受	りまえ				2学期の通級による指導記録をまとめ、達成状況や課題となる点について、保護者会等で、保護者に説明し確認を得る。次年度の通級指導の継続についても相談する。
					個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価をまとめる。
					通級による指導を終了する見通しのある児童生徒については、指導の回数や時間を弾力的に設定して、終了に向けた検討をする。(再掲)
					3 学期の指導に向けて指導目標や指導内容を見直す。
					次年度通級を要望している児童生徒本人、保護者との教育相談を行う。

Ι		通級	学級	校内	
Щ		扣	担任	O	Io Do Check List
					中学校へ就学する場合には、中学校通級担当が小学校訪問をしたり、担当者間で情報交換・ユマシスコー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
					換をするなとして、進子後のスムースな指導・文援につなかるように準備をする。
	岩津の]			小学校へ就学する場合には、市町教育委員会と連携して、小学校通級担当が幼児ことば の教室の様子を参観したり、担当者間で情報交換をするなどしながら、準備を進める。
1					3学期の評価・個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価を行い、保護者と確認する。
,					その際、指導目標の達成状況や、課題となる点、今後の指導支援の方針、通級の指導の
27 cc 円 田	黒の :				継続についても説明し、理解を得る。次年度の通級の指導継続についても相談する。
,	審認				通級指導教室実施状況調査等、市町教育委員会に提出する書類を作成し、期限までに提
]			出する。
					指導要録の総合所見欄に通級による指導の記録を記載する。
					個別の教育支援計画、個別の指導計画の引継ぎの準備をする。